

官報 号外 昭和三十七年四月

昭和三十七年四月十三日

○第四十五回

參義完會義錄第十七回

昭和三十七年四月十三日(金曜日)

午前十時三十七分開讀

議事日程 第十六号

昭和三十七年四月十三日

午前十時開議

第一 道路整備特別措置法の一覧

卷一百一十五

第二 建築物用地下水の採取の規

制に関する法律案(内閣提

第三 日本国鉄道法の一部を改

正する法律案（内閣提出）

陽道化

欽定四庫全書

第五 モーターボート競走

部を改正する法律案(内閣)

衆議院送付

第六 迈地仁係名公尹的施

合整備のための財政上の

卷之三

考語隨筆

卷之三

第八
商去一
正廿

案(內閣提出、衆議院送呈)

第九 総理府設置法等の二

院送付

昭和三十七年四月十三日 参議院会議録第十七号 議長の報告

一、委員会の決定の理由
この法律案は、最近における有料道路事業の拡大に伴い、これをより効率的かつ円滑に管理するため日本道路公団、首都高速道路公団及び設立されることになつて、いる阪神高速道路公団に、新たに道路の専用の許可等の道路管理者の権限を代行せしめるとともに、不法に料金を免れたものから、割増金を徴収することができるようにしてしようとするものであつて、おおむね妥当な措置であると認める。

二、費用
この法律施行のため別に費用を要しない。

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

昭和三十七年三月二十七日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

正する法律

第六条の二第一項第十号中「及び」の下に「同条第五項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議し、並びに」より効率的かつ円滑に管理するため日本道路公団、首都高速道路公団及び設立されることになつて、いる阪神高速道路公団に、新たに道路の専用の許可等の道路管理者の権限を代行せしめるとともに、不法に料金を免れたものから、割増金を徴収することができるようにしてしようとするものであつて、おおむね妥当な措置であると認める。

十四の二 道路法第四十四条第四項

(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議し、並びに」の規定により協議し、並びに

同項第十九号の次に次の二号を加える。

第六条の二第一項第十号中「道路標識」の下に「又は区画線」を加え、同項第十九号ただし書中「及び第四十四条第四項」を削り、同条第二項中「第十九号から第十二号まで」の下に「第十七号」を加え、「道路の占用」を「道路の占用」に改め、「係るものを」の下に「、同項第十七号に掲げる権限にあつては道路法第四十七条第二項の規定に係るもの」を加えて国会法第八十三条により送付する。

第七条第一項第十号中「道路標識」の下に「又は区画線」を加え、同項第十一号中「第二項又は」を「第二項及び第三項並びに」に改め、同項第十三号ただし書中「第三十二条第一項及び第三項、第三十七条第一項、第四十四条第四項、第四十七条第三項並びに」に改め、同項第十四号中「第二項」と、同号の前三号ただし書中「第三十二条第一項、第三十七条第一項及び第四十八条の四第一項」を「第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 日本道路公団は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代わってその権限を行なおうとする場合において、その権限が同項第一号、第二号、第七号若しくは第十四号に掲げるもの又は一級国道若しくは二級国道に係る同項第七号の二、第七号の三若しくは第十二号、第二号、第七号若しくは第十四号に掲げるもの又は二級国道若しくは二級国道に係る同項第七号の二、第七号の三若しくは第十二号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見をきき、その権限が都道府県道又は指定市の中道に係る同項第七号の二、第七号の三又は第十二号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の同意を得、

かつ、これらの権限を行なつた場合は、運送など、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

第十四条の二 日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団は、第二条の二、第三条第一項、第五条第一項又は第七条の二中「高速自動車国道」の下に「及び日本道路公団の管理する一級国道等、首都高速道路公団の管理する首都高速道路並びに阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路」を削り、「日本道路公団」を「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第十四条の二第一項第十号中「又は第

七の三 道路法第三十五条(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議すること。

第七条第一項第十号中「道路標識」の下に「又は区画線」を加え、同項第十一号中「第二項又は」を「第二項及び第三項並びに」に改め、同項第十三号ただし書中「第三十二条第一項及び第三項、第三十七条第一項、第四十四条第四項、第四十七条第三項並びに」に改め、同項第十四号中「第二項」と、同号の前三号ただし書中「第三十二条第一項、第三十七条第一項及び第四十八条の四第一項」を「第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 日本道路公団は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代わってその権限を行なおうとする場合において、その権限が同項第一号、第二号、第七号若しくは第十四号に掲げるもの又は二級国道若しくは二級国道に係る同項第七号の二、第七号の三若しくは第十二号、第二号、第七号若しくは第十四号に掲げるもの又は二級国道若しくは二級国道に係る同項第七号の二、第七号の三若しくは第十二号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見をきき、その権限が都道府県道又は指定市の中道に係る同項第七号の二、第七号の三又は第十二号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の同意を得、

かつ、これらの権限を行なつた場合は、運送など、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

第十四条の二 日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団は、第二条の二、第三条第一項、第五条第一項又は第七条の二中「高速自動車国道」の下に「及び日本道路公団の管理する一級国道等、首都高速道路公団の管理する首都高速道路並びに阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路」を削り、「日本道路公団」を「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第十四条の二第一項第十号中「又は第

七の三 道路法第三十五条(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議すること。

第七条第一項第十号中「道路標識」の下に「又は区画線」を加え、同項第十一号中「第二項又は」を「第二項及び第三項並びに」に改め、同項第十三号ただし書中「第三十二条第一項及び第三項、第三十七条第一項、第四十四条第四項、第四十七条第三項並びに」に改め、同項第十四号中「第二項」と、同号の前三号ただし書中「第三十二条第一項、第三十七条第一項及び第四十八条の四第一項」を「第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 日本道路公団は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代わってその権限を行なおうとする場合において、その権限が同項第一号、第二号、第七号若しくは第十四号に掲げるもの又は二級国道若しくは二級国道に係る同項第七号の二、第七号の三若しくは第十二号、第二号、第七号若しくは第十四号に掲げるもの又は二級国道若しくは二級国道に係る同項第七号の二、第七号の三若しくは第十二号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見をきき、その権限が都道府県道又は指定市の中道に係る同項第七号の二、第七号の三又は第十二号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の同意を得、

かつ、これらの権限を行なつた場合は、運送など、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

第十四条の二 日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団は、第二条の二、第三条第一項、第五条第一項又は第七条の二中「高速自動車国道」の下に「及び日本道路公団の管理する一級国道等、首都高速道路公団の管理する首都高速道路並びに阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路」を削り、「日本道路公団」を「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第十四条の二第一項第十号中「又は第

七の三 道路法第三十五条(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議すること。

揚水機の吐出口の断面積を許可を受ける者も、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請に係る揚水設備のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が建設省令で定める技術的基準に適合していると認める場合でなければ、同項の許可をしてはならない。

3 都道府県知事は、前項の規定にかかるわらず、水洗便所の用に供する地下水の採取について、他の水源をもつてその地下水に替えることが著しく困難であると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

4 都道府県知事は、第一項の許可を受けた者（以下「採取者」といふ）に、地盤の沈下を防止するため必要な条件を附すことができる。ただし、その条件は、その許可を受けた者（以下「採取者」といふ）に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

5 建設大臣は、第二項の建設省令の制定又は改廃を行なうとする場合において、当該建設省令で定める技術的基準に係る指定地域の全部又は一部が工業用水法第三条の政令で定める地域と重複するときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

（国又は都道府県の特例）

第五条 国又は都道府県（指定都市の区域内にあつては、指定都市を含む。以下この条において同じ。）が建築物用地下水を採取する揚水設備については、国又は都道府県と都道府県との協議が成立す

ることをもつて前条第一項の許可があつたものとみなす。（経過措置）

第六条 指定地域の指定の際現に当該地域内の揚水設備でそのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が第四条第二項の建設省令で定める技術的基準に適合するものにより建築物用地下水を探している者は、当該揚水設備について、そのストレーナーの位置及び吐出口の断面積により、第四条第一項の許可を受けていたものとみなし。

2 指定地域の指定の際現に当該地域内の揚水設備で前項に規定するもの以外のものにより建築物用地下水流を採取している者は、当該指定地域の指定の日から起算して二年を下らない期間で建設省令で定める期間内に限り、当該揚水設備について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、第四条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 前二項に規定する者は、当該指定地域の指定の日から起算して一月以内に、建設省令で定めるところにより、当該揚水設備について、都道府県知事に届け出なければならない。

4 前三項の規定は、第二条第一項の政令又はこれを改正する政令の施行に伴い新たに建築物用地下水となる地下水を当該政令の施行の際に指定地域内の揚水設備により採取している者がある場合において、当該揚水設備について準用する。この場合において、前二項

中「当該指定地域の指定の日」とあるのは、「当該政令の施行の日」と読み替えるものとする。

5 第四条第二項の建設省令を改正する建設省令の施行の際現に指定地域内において改訂後の建設省令で定める技術的基準に適合しない許可揚水設備（同条第一項の許可を受けた揚水設備をいう。）（第二項（前項において準用する場合を含む。）の許可揚水設備を除く。）により建築物用地下水を探している者がある場合においては、当該許可揚水設備に係る同条第一項の許可は、当該建設省令を改訂する建設省令の施行の日から起算して二年を下らない期間で建設省令で定める期間を経過した時にその効力を失う。

（氏名等の変更の届出）
第七条 採取者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合においては、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。（許可の承継）

第八条 採取者から許可揚水設備を譲り受け、又は借り受け、これにより建築物用地下水を採取する者は、当該許可揚水設備に係る採取者の地位を承継する。

2 採取者について相続又は合併があつた場合には、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、採取者

の旨を都道府県知事に届け出なければならない。（許可の失効）

第九条 採取者がその許可揚水設備につき次の各号の一に該当するに至つた場合には、当該許可は、その効力を失う。この場合においては、採取者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（許可揚水設備による建築物用地下水等による災害の発生のおそれが著しく、第四条第二項の建設省令で定める技術的基準が改正された場合において、第六条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第五項の許可揚水設備による建築物用地下水の採取を停止することができないと認めるとときは、当該許可揚水設備の所有者、管理者又は占有者に対して、当該許可揚水設備による建築物用地下水の採取を制限し、又は相当の猶予期限をつけて、当該許可揚水設備による建築物用地下水の採取を停止するか若しくは当該許可揚水設備を改訂後の建設省令で定める技術的基準に適合させるため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 都道府県知事は、第四条第一項の規定に違反して同項の許可を受けず、又は同条第四項の規定により附した条件に違反して建築物用地下水の採取が行なわれている揚水設備については、当該揚水設備の所有者、管理者又は占有者に対する水の採取を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限をつけて、当該揚水設備のストレーナーの位置を深くすること、その

命ずることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定により処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該処分をすべき者について聴聞を行なわなければならない。

4 都道府県知事は、予想することできなかつた急激な地盤の沈下が生じたため、又は生ずるおそれがあるため、地盤の沈下に伴う高潮、出水等による災害の発生のおそれがある場合において、第六条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第五項の許可揚水設備による建築物用地下水の採取を停止することができないと認めるとときは、当該許可揚水設備の所有者、管理者又は占有者に対して、当該許可揚水設備による建築物用地下水の採取を制限し、又は相当の猶予期限をつけて、当該許可揚水設備による建築物用地下水の採取を停止するか若しくは当該許可揚水設備を改訂後の建設省令で定める技術的基準に適合させるため必要な措置をとることを命ずることができる。

（土地の立入り）
第十一条 建設大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため地盤の状況に関する測量又は実地調査を行なう必要がある場合においては、その職員に他人

官報(号外)

五 運輸省令で定める保安基準適合証に関する事項

六 依頼者の氏名又は名称及び住所

2 指定整備記録簿は、その記載の日から二年間保存しなければならない。

(罰則の適用)

第九十四条の七 自動車検査員その他第九十四条の五第一項の証明その他の保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

(保安基準適合証の交付の停止等)

第九十四条の八 陸運局長は、指定自動車整備事業者が次の各号

第一項の証明の方法、保安基準適合証の様式その他保安基準適合証に関する実施細目並びに自動車の安全性の確保に関する規定に該当するときは、六月以内において期間を定めて保安基準適合証の交付の停止を命じ、又は指定を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したとき。

二 第九十三条第二号又は第三号に該当するとき。

三 第九十四条の二第二項において適用する第七十八条第二項又は第三項又は第三項の規定による業務の範囲の登録の検認票、臨時運行許可番号標若しくは検査標章に付する。

四 第九十四条の二第二項において適用する第八十条第一項において準用する第八十一条第一項第三号又はニに掲げる者となつたとき。

四 第九十四条の二第二項において準用する第八十条第一項第三号又はニに掲げる者となつたとき。

2 指定自動車整備事業者が自動車分解整備事業者若しくは優良自動車整備事業者でなくなつたとき、又は次条において準用する第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出があつたときは、その指定は、効力を失う。(準用規定)

第九十四条の九 第八十二条第一項(同項第三号に係る部分に限る。)及び第二項(同項第五号に係る部分に限る。)並びに第八十九条の規定は、指定自動車整備事業者について準用する。

(省令への委任)

第九十四条の十 第九十四条の五第一項の証明の方法、保安基準適合証の様式その他保安基準適合証に関する実施細目並びに自動車整備事業者及び自動車検査員の遵守すべき事項は、運輸省令で定める。

第九十八条第一項中「又は臨時運行許可番号標」を「臨時運行許可番号標若しくは検査標章」に改め、同条に次の一項を加える。

第一百七条第二号中「又は第三十条の五第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

三 第九十四条の二第二項において準用する第七十八条第二項の規定による業務の範囲の限定に違反した者

四 第九十四条の五第一項の規定による自動車検査員の証明がないのに保安基準適合証を交付した者

五 第九十四条の八第一項の規定による保安基準適合証の交付の停止の処分に違反した者

六 第九十五条第一項中「第六十六条又は第七十三条第一項(第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。)を第七十三条第一項に加え、第八十条第一項第一号に該当するとき。

七 指定自動車整備事業者 第百一条を次のように改め

車以外の自動車に使用してはならない。 第百一条第一項に次の一号を加え。 第百一条第一項に次の一号を加え。 第百一条を次の一号を加え。 第百一条を次の一号を加え。 第百一条を次の一号を加え。 第百一条を次の一号を加え。

車以外の自動車に使用してはならない。

第一項に次の一号を加え。

準用する場合を含む。又は第九十条第三項に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

八条第三項に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第六十六条の規定に違反して、自動車検査証を備え付けず、又は検査標章を表示しないで自動車を運行の用に供した者は

九 第九十四条の三第二項の規定による命令に違反した者

(自動車損害賠償保険法の一部改正)

第二条 自動車損害賠償保険法(昭和三十年法律第九十七号)の一部とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第六十六条の規定に違反して、自動車検査証を備え付けず、又は検査標章を表示しないで自動車を運行の用に供した者は

七 第九十四条の三第二項の規定による命令に違反した者

(保険標章)

第九条の二 保険会社は、軽自動車について第七条第一項の規定により自動車損害賠償責任保険証明書を交付したときは、当該保

ぞれ当該各号に掲げる業務に必要な経費に充てるものとする。

一 第十九条第一号の規定による交付金 次号に掲げる業務以外の業務

二 第十九条第二号の規定による交付金 第二十二条の五第一項第四号及び第五号に掲げる業務

2 振興会は、運輸省令の定めるところにより、前項第一号に掲げる業務に関する経理と同項第二号に掲げる業務に関する経理とを区分して整理しなければならない。

(適用規定)

第二十二条の八 第二十一一条第三項から第五項までの規定は、振興会について準用する。

(監督)

第二十二条の九 振興会は、運輸大臣が監督する。

2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(残余財産の処分)

第二十二条の十 振興会が解散した場合の残余財産の処分については、別に法律で定める。

第二十三条の二の見出し中「設置を設置等」に改め、同条中「当該競走場の設置」の下に「又は移転」を加える。

第二十五条中「全国モーターボート競走会連合会」の下に「日本船舶振興会」を加え、同条の次に次の二条を加える。

別表第一	
売上金の額	日本船舶振興会に交付すべき金額
六千八百万円以上	当該売上金の額と六千万円との差額の千分の八
八千八百万円未満	当該売上金の額と八千万円との差額の千分の八を加算した金額
一億円以上	二十万円に、当該売上金の額と一億円との差額の千分の十を加算した金額
二億円以上	百二十八万円に、当該売上金の額と二億円との差額の千分の十二を加算した金額
三億円以上	二百四十八万円に、当該売上金の額と三億円との差額の千分の十七を加算した金額

(選手の福利厚生に關する措置)

第二十五条の二 運輸大臣は、選手の福利厚生の増進を図り、競走の公正及び安全の確保に資するため、施行者又は全国モーターボート競走会連合会に對し、選手の相互扶助を目的とする事業に対する助成その他の措置に關し必要な助言又は勧告をることができる。

第二十六条中「並びに審判員」を「審判員並びに検査員」に改める。

第五章中第二十六条の次に次の二条を加える。

(職権の委任)

第二十六条の二 この法律の規定により運輸大臣の権限に屬する事項は、運輸省令の定めるところにより、海運局長に行なわせることができること

第二十六条の五第三項を「第二十二条の五第三項」を「第二十二条の五第二項又は第二十二条の六第一項」に改め、同条第二号中「第二十二条の七」を「第二十二条第四項及び第二十二条の八」に改め、同条第三号中「第二十二条の五第二項」を「第二十二条の七第二項」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第二十二条の九第二項の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

第二十七条第一号中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

第三十一条を次のよう改める。

第三十二条 削除

第三十四条中「若しくは全国モー

(モーターボート競走会連合会を「全国モーターボート競走会連合会若しくは日本船舶振興会」に改める。)

第四十条中「又は全国モーターボート競走会連合会」を「全国モーターボート競走会連合会又は日本船舶振興会」に改める。

第四十一条中「又は全国モーターボート競走会連合会」を「全国モーターボート競走会連合会又は日本船舶振興会」に改める。

第四十二条中「又は全国モーターボート競走会連合会」を「全国モーターボート競走会連合会又は日本船舶振興会」に改める。

二十二条の七を「第二十二条第四項及び第二十二条の八」に改め、同条第四号中「第二十二条の五第二項」を「第二十二条の七第二項」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第二十二条の九第二項の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

第二十七条第一号中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

第三十一条を次のよう改める。

第三十二条 削除

第三十四条中「若しくは全国モー

(附則)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二条から第六条まで及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

(振興会の設立)

第二条 運輸大臣は、設立委員会を設立して、日本船舶振興会(以下「振興会」という。)の設立に関する事務を處理させる。

(承継)

第三条 振興会の成立の際現に全国モーターボート競走会連合会に属する改正前の第二十二条の四第三号から第六号までに掲げる業務に係る一切の権利及び義務は、その成立の時において振興会が承継する。

(附則)

第五条 振興会の成立の際現に全国モーターボート競走会連合会に属する改正前の第二十二条の四第三号から第六号までに掲げる業務に係る一切の権利及び義務は、その成立の時において振興会が承継する。

(附則)

第六条 昭和三十四年八月二十四日に設立された財團法人日本船舶工業振興会は、その寄附行為で定めることにより、前項の規定により振興会が承継することとなつた権利及び義務の範囲を公示しなければならない。

2 振興会は、運輸大臣の定めるところにより、前項の規定により振興会が承継することとなつた権利及び義務の範囲を公示しなければならない。

2 振興会は、運輸大臣の定めるところにより、前項の規定により振興会が承継することとなつた権利及び義務の範囲を公示しなければならない。

2 設立委員は、前項の規定による

事又は監事となるべき者は、振興会の成立の時において、改正後の第二十二条の八において準用する第二十二条第三項の規定による認可を受けて理事又は監事に選任されたものとする。

2 全国モーターボート競走会連合会は、改正前の第十九条の規定による交付金のうち運輸大臣の定める金額を、振興会の設立のために寄附しなければならない。

2 全国モーターボート競走会連合会は、設立委員の請求により、前項の規定による寄附金を前条第三項の規定により指名された理事となるべき者に交付しなければならない。その寄附金は、振興会の成立の時において振興会に承継される。

2 設立委員は、前項の規定による

由出があつた時は、運輸大臣の認可を申請しなければならない。

2 設立委員は、前項の認可があつたときは、財團法人日本船舶工業振興会は、その時において解散するものとし、財團法人日本船舶工業振興会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4

(前項の規定により財團法人日本船舶工業振興会が解散したとき

は、登記官吏は、運輸大臣の署記によりその解散の登記をし、当該登記用紙を開鎖しなければならぬ。

(寄附金及び承継財産)

第七条 附則第三条第一項の規定による寄附金及び附則第五条又は前条第三項の規定により振興会が承継した財産は、改正後の第二十二条の七第一項の規定の適用について、改訂後の第十九条第一号に掲げる交付金とみなす。附則第十二条の規定の適用についても、同様とする。

(経過規定)

第八条 この法律(附則第一条ただし書に規定する部分を除く。以下同じ。)の施行の際現に改訂後の第六条第一項に規定する検査員である者は、この法律の施行後六月間は、同項の規定による登録を受けたものとみなす。

第九条 一回の開催がこの法律の施行の日前にまたがっている競走の実施並びに当該競走に係る交付金の交付及び受入れについては、なお従前の例による。

第十条 振興会の最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、改訂後の第二十二条の八において準用する第二十一条第四項中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「振興会の成立後遅滞なく」とする。

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(交付金に関する業務の委託)

第十二条 振興会は、当分の間、運輸大臣の認可を受けて、改訂後の第十九条の規定による交付金の運用に関する業務の一部を商工組合中央金庫に委託することができる。

2 振興会が前項の規定により運輸大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その行為をした役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

3 商工組合中央金庫は、当分の間、商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十条の規定にかかわらず、振興会の委託を受けて、改訂後の第十九条の規定による交付金の運用に関する業務を行なうことができる。(モーターボート競走法の一部を改訂する法律の一部改正)

第十三条 モーターボート競走法の一部を改訂する法律(昭和三十二年法律第百七十号)の一部を次のように改訂する。
附則第十一項を削り、附則第十二項を附則第十一項とする。

○村松久義君
ただいま上程になります。した日本国有鉄道法の一部を改訂する審議の経過及び結果を御報告申上げます。

まず、日本国有鉄道法の一部を改訂する法律案について申し上げます。この改訂案の要旨は、現在、国鉄は、第二次五カ年計画に基づき、輸送

(の陸路を打開し、経済成長のための全般的な基盤の形成に鋭意努めておりま

するが、最近発展の著しい地域における鉄道輸送等、国民の要請にこたえるには、はなはだ困難な状態にあるのであります。そこで、この際、国鉄の資金用に關する業務の一部を商工組合中央金庫に委託することができ

る。

その要請にこたえる方法として、国鉄が他の事業に投資できる能力をさらに追加しようとするとするものであります。

委員会におきましては、国鉄の公共性と独立採算制、国鉄の使命より見

て、みずから行なうべき業務並びに投

資をする場合、その対象となるべき事業

の範囲、また、その投資が民業圧迫に

なりはしないかとの懸念に基づく質

疑、また、投資の範囲を政令にゆだね

ず法律によることとの可否等について、

詳細は会議録によつて御承知願いたい

と思います。

以上で質疑を終局し、討論に入りましたところ、大倉委員より、「日本国

有鉄道は、その本来の業務を急速に実施し、國民の期待にこたえるべきであるが、國鉄がその早期実施をはかるための方法として他の事業に投資するにあたつては、民業圧迫とならぬよう、國鉄本来の業務の範囲において真にやむを得ないものに限るよう特に配慮すべきである」との趣旨の附帯決議を、各党共同提案とすることに御賛同を得て、本法律案に賛成の旨の意見の開陳がありました。結いて採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、

道路運送車両法等の一部を改

正する法律案について申し上げます。

本法律案は、道路運送車両法と自動車損害賠償保障法の一部を改訂するもので、改訂のおもな点は、道路運送車両の増加の趨勢に対処するため、指定自

動車整備事業制度を設けて、民間の施設と能力を活用し、検査制度の合理化をはかるとともに、無検査自動車の発生を防止するため、自動車検査証の有効期間の終期を示す検査標章を表示させることとしたことであります。自動

車損害賠償保障法の改訂においては、自動車の責任保険とその検査・登録等との関連性を強化して、検査証の有効期間をカバーする保険期間のある保険証明書の提示がなければ検査を行なわないとするほか、検査のない軽自動車には保険機関等の表示制度を設け、保険に加入している状態を確保することとしたことであります。

委員会におきましては、自動車の検査につき一部民間の能力を活用することにした根本的な理由、陸運事務所の

人員及び施設の現状並びに予算、指定技術者、入場料及び勝負投票法の実施方

の趣旨に沿い現行制度に必要な改正を加えようとするものであります。そ

のものなる内容の第一は、モーターボート競走の弊害を排除し、その健全化をはかるため、施行者、検査員、競

技場、入場料及び勝負投票法の取扱いをもつて新たに体育事業等の振興にも寄与得ることとするとともに、これら振興事業等の振興のための交付金制度に準じ、モーターボート競技の収益をもつて新

たに体育事業等の振興にも寄与得ることとするとともに、これら振興事業等の振興のための交付金制度に準じ、モーターボート競技の収益をもつて新

たに体育事業等の振興にも寄与得ることとするとともに、これら振興事業等の振興のための交付金制度に準じ、モーターボート競技の収益をもつて新

たに体育事業等の振興にも寄与得ることとするとともに、これら振興事業等の振興のための交付金制度に準じ、モーターボート競技の収益をもつて新

たに体育事業等の振興にも寄与得ることとするとともに、これら振興事業等の振興のための交付金制度に準じ、モーターボート競技の収益をもつて新

たに体育事業等の振興にも寄与得ることとするとともに、これら振興事業等の振興のための交付金制度に準じ、モーターボート競技の収益をもつて新

質的低下を来たさないよう地域的配慮

をするとともに、一般整備事業に打撃を与えるよう考慮すること、及び指定自動車整備事業の監督については万遍

見が述べられました。次いで、自由民主党を代表して金丸委員より賛成の旨

の意見の開陳があり、直ちに採決に入

りましたところ、本法律案は全会一致

をもつて原案どおり可決すべきものと

見が述べられました。

自動車整備事業制度を設けて、民間の施設と能力を活用し、検査制度の合理化をはかるとともに、無検査自動車の発生を防止するため、自動車検査証の有効期間の終期を示す検査標章を表示させることとしたこととしました。

自動車整備事業制度を設けて、民間の施設と能力を活用し、検査制度の合理化をはかるとともに、無検査自動車の発生を防止するため、自動車検査証の有効期間の終期を示

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して大倉委員より、現行公営競技は、かわり財源その他の措置を講じて、すみやかにこれを廃止すべしとする立場から反対する旨の反対意見が、また民主社会党を代表して田上委員より、公営競技の弊害を除去してその健全化をはかるとする思想に異論はないが、そもそも公営競技は社会的に好ましくない影響を与えていたので、すみやかにこれを廃止すべきものとする立場から反対するとの反対意見が、それぞれ述べられました。また、自由民主党を代表して金丸委員より賛成意見が述べられました。

かくて討論を終局し、採決に入りましたところ、本法案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定したのでござります。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 别に御発言もな以上御報告申し上げます。(拍手)

全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第六、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とした

ます。委員長の報告を求めます。地

方行政委員長小林武治君。

審査報告書

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和三十七年四月五日

地方行政

委員長 小林 武治

参議院議長松野鶴平殿

昭和三十七年四月五日

地方行政

委員長 小林 武治

参議院議長松野鶴平殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、辺地とその他の地域との間ににおける住民の生活文化水準の格差が著しい現状にかんがみ、辺地を包括する市町村について、当分の間、辺地に係る公共的施設の促進を図るために必要な地方債資金を提供し、その将来の元利負担を軽減するための財政上の特別措置等を定めたもので、妥当なものと認められる。

○議長(松野鶴平君) 次に、道路運送

車両法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めま

す。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、モーター

ポート競走法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

○議長(松野鶴平君) 次に、モーター

ポート競走法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

二、費用

本法施行のため、昭和三十七年度においては、辺地対策事業債と十億円が同年度地方債計画に、辺地に係る公共的施設の総合整備費として八百万余円が同年度一般会計予算にそれぞれ計上されます。

○議長(松野鶴平君) 日程第六、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とした

の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんびな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当しているものをいう。

この法律において「公共的施設」とは、次の各号に掲げる施設で、辺地とその他の地域との間ににおける住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るために最低限度必要なものをい。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により交付する。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

四 整備に要する経費とその財源

内訳

自治省令で定める事項

五 前各号に掲げるもののほか、

その他のへんびな地域で、住民の数

その他について政令で定める要件

に該当しているものをいう。

この法律において「公共的施設」

とは、次の各号に掲げる施設で、

辺地とその他の地域との間におけ

る住民の生活文化水準の著しい格

差の是正を図るために最低限度必要

なものとし、その他の地域との間に

おける住民の生活文化水準の著

しい格差の是正を図ることを目的

とする。

この法律によつて公共的施設

のための財政上の特別措置等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により交付する。

この法律によつて公共的施設

のための財政上の特別措置等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により交付する。

若しくはこの法律に基づいて発する命令に違反して競馬の実施に関する事務を行なつたときは、「地方競馬の停止を」を「地方競馬の停止若しくは委託に係る競馬の実施に関する事務の執行の停止を命じ、又は必要によりこれらの事項をあわせて」に改め、同条第二項を同条第三項として、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 畜林大臣は、第二十一条の規定により競馬の実施に関する事務の委託を受けた市町村で指定市町村以外のもの(以下「受託市町村」といふ)が、当該委託に係る事務の執行として、この法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反して競馬の実施に関する事務を行なつた場合には、当該受託市町村に対し、委託に係る競馬の実施に関する事務の執行の停止を命ずることができる。

第三章中第二十三条の次に次の二十九条を加える。

(地方競馬全国協会への交付金)

第十二条の二 都道府県又は指定市町村は、省令で定めるところにより、左の各号に掲げる金額を地方競馬全国協会に交付しなければならない。

一 一回の開催による勝馬投票券の充得金の額が別表の上欄に掲げる金額に相当するときは、その充得金の額に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額に相当する金額

二 一回の開催による勝馬投票券の充得金の額に応じ、その額の

千分の四以内において省令で定める金額に相当する金額

(収益の用途)

第二十三条の三 都道府県は、その行なら競馬の収益をもつて、畜産の振興、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、スポーツの振興及び災害の復旧のための施策を行なうのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

(地方競馬全国協会)

第二十三条の四 地方競馬全国協会は、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的とする。

(法人格)

第二十三条の五 地方競馬全国協会(以下「協会」という)は、法人とする。

(事務所)

第二十三条の六 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

(登記)

2 協会は、農林大臣の認可を受け、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(事務所)

第二十三条の七 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(登記)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

(名称の使用制限)

第二十三条の八 協会でない者は、地方競馬全国協会といふ名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第二十三条の九 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、協会に準用する。

(役員)

第二十三条の十 協会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十三条の十一 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

(役員の解任)

第二十三条の十二 協会の監査する。

(役員の任命及び任期)

4 監事は、協会の業務を監査する。

(役員の任命)

第二十三条の十三 会長、副会長及び監事は、農林大臣が任命する。

(役員の任命)

2 理事は、会長が農林大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

3 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができ

る。

(役員の欠格条件)

第二十三条の十四 左の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(役員の兼職禁止)

第二十三条の十五 役員は、賞利を目的とする団体の役員となり、又は自ら賞利事業に従事してはならない。

(代理権の制限)

第二十三条の十六 協会と会長との体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員に準する地位にある者で、非常勤のものを除く。、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

に準する地位にある者で、非常勤のものを除く。

(代理人の選任)

第二十三条の十七 会長は、副会長、理事又は協会の職員のうちから、協会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(代理人の選任)

第二十三条の十八 協会の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十三条の十九 協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(評議員会)

第二十三条の二十 協会に、評議員会を置く。

(評議員会)

2 評議員会は、この法律によりその所掌事務に属させた事項を処理するほか、会長の諸間に応じ、協会の業務の運営に關する重要事項を調査審議する。

(評議員会)

3 評議員会は、協会の業務の運営につき、会長に対し意見を述べることができる。

第十一條 地方競馬において、その回の競馬の開催の初日がこの法律の施行前に属する回の競馬については、改正後の第二十三条の二の規定は、適用しない。

第十二条 この法律の施行の際現に地方競馬全国協会という名称を使用している者は、この法律の施行後一年以内にその名称を変更しなければならない。

2 改正後の第二十三条の八の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十三条 協会の最初の事業年度は、改正後の第二十三条の二十四の規定にかかるらず、その成立の日より、昭和三十八年三月三十日に終わるものとする。

2 協会の最初の事業年度の予算及び事業計画については、改正後の第二十三条の二十五第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。

(登録税法の一部改正) 第十五条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本中央競馬会」の下に「地方競馬全国協会」を、「日本中央競馬会法」の下に「競馬法」を加える。

(所得税法の一部改正) 第十六条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のよう改定する。

馬を行なうことができる」と、第二

第三条第一項第十号中「及び日本中央競馬会」を「日本中央競馬会及び地方競馬全国協会」に改める。

(法人税法の一部改正) 第十七条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう改定する。

第五条第一項第六号中「(北方協会)の下に「地方競馬全国協会」を加える。

(地方税法の一部改正) 第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改定する。

第七十二条の五第一項第六号中「(北方協会)の下に「地方競馬全国協会」を加える。

○梶原茂嘉君登壇、拍手】
した競馬法の一部を改定する法律案について、委員会におきまする審査の経過と結果を報告いたします。

本法律案の趣旨は、社会情勢の変遷及び競馬施行の現状にかんがみまして、可及的に、射幸心の過熱を避け、競馬に伴う弊害を除去し、その公正円滑な実施を期するため公営競技調査会の答申との関係、地方競馬の施行の状況及び施行の方針、今後市町村の競馬を施行し得る場合の問題、中央及び競馬の一元化、射幸心を抑制する観点より勝馬投票法に新方式を採用することの適否、場外馬券売場の要否、地方競馬全国協会設立の適否、特に協会の畜産振興事業に対する補助事業に關して、畜産行政の二元化の問題、馬の増殖の問題、協会の役員及び評議員の任命方針等、各般の問題について、上でも不都合を生じており、株式会社の計算を合理化するため資産の評価について現行商法の時価以下主義を原則として原価主義によることとしたこと、継延資産の範

行者は、原則として都道府県とするところし、現在指定を受けている市町村は、昭和四十年三月三十日までは競馬を行なうことができる」と、第二

は、競馬の実施方法について、重勝式を廃止し、現行の単勝式、複勝式、連勝式のほか新たに連勝複式を設けたこと、第三に、都道府県は、その競馬の収益をもつて、畜産振興、社会福祉の増進等の施策を行なうための財源に充当するよう努めることを明らかにしたこと、第四に、新たに地方競馬全国協会を設立し、地方競馬の施行者は、馬券の売得金の一部をこれに交付することとし、協会は、これによって、馬の改良繁殖その他畜産振興の事業に対し補助を行ない、騎手の免許、馬主及び馬の登録等を全国的に統一して行なうとともに、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進をはかることとしたこと等であります。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。(賛成者起立)

○議長(松野鶴平君) 日程第八、商法の一部を改定する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(松野鶴平君) まず、委員長の報告を求めます。法務委員長松野孝一君。

審査報告書

商法の一部を改定する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月十日

法務委員長 松野 孝一
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現行商法は現在の企業会計の理論に適応しないもののが少なくなく、また、会計実務の上でも不都合を生じており、株式会社の計算を合理化するため資産の評価について現行商法の時価以下主義を原則として原価主義によることとしたこと、継延資産の範

門を拡張し、開業のための費用及び試験研究等のための特別の費用をも資産として認め、これを計上したときは配当の制限をうける場合があることとしたこと及び特定の支出、損失に備えるための引当金の計上をあらたに認めることとしたこと並びに株式会社

第九十九条 第九十九条を次のように改める。
第九十九条 削除
「合併ノ決議ノ日ヨリ二週間内」を「二月」を「一月」に改める。

第一百条第一項中「前条ノ期間内」を「合併ノ決議ノ日ヨリ二週間内」を「二月」を「一月」に改める。

第一百九条の次に次の二条を加える。

第一百九条ノ二 第百十七条第一項ノ規定ニ依リテ会社財産ノ処分方

法ヲ定メタル場合ニ於テ会社ガ其ノ財産ノ処分ヲ完了シタルトキハ

其ノ完了後本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ清算終了ノ登記ヲ為スコ

トヲ要ス

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に等のものであつて、適當な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

商法の一部を改定する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年三月十六日
衆議院議長松野鶴平殿

商法の一部を改定する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

第一百二十三条第二項中「其ノ清算人ハ」を削る。
 第百三十四条中「清算人ハ」を削る。
 第百四十三条中「第一百七条ノ場合ニ在リテハ」及び「解散ノ登記ヲ為シタル後、其ノ他ノ場合ニ在リテハ」を削る。
 第百四十九条第一項を次のように改める。
 合資会社ノ設立ノ登記ニ在リテハ
 第六十四条第一項ニ掲タル事項ノ外左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス
 一 各社員ノ責任ノ有限又ハ無限
 ナルコト
 二 有限責任社員ノ出資ノ目的、
 其ノ価格及履行ヲ為シタル部分
 第百六十六条第一項第八号中「及
 支店」を削る。
 第百七十五条第二項第十号中「及
 其ノ取扱ノ場所」を削り、同条第三
 項の次に次の二項を加える。
 発起人ハ株式申込証ニ交付ニ際シ
 但シ株式申込証ニ之ヲ記載シタル
 トキハ此ノ限ニ在ラズ
 第百七十七条第二項中「前項ノ払
 込ハ」の下に「第一百七十五条第四項ノ
 書面又ハ」を加える。
 第百八十八条第二項第七号中「及
 住所」を削り、同項第八号中「氏名」
 の下に「及住所」を加える。
 第二百二十二条ノ五第三項中「第二百
 二十二条ノ二第一項」を「第二百
 二十四条ノ三第一項」に改める。
 第二百二十四条ノ二を「第二百二十
 四条ノ三」とし、第二百二十四条の次
 に次の二項を加える。

第二百二十四条ノ二 前条第一項ノ
 住所ニ宛テテ發シタル通知及催告
 が繼續シテ五年間到達セザリシト
 キハ会社ノ株主ニ對スル通知及催
 告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ
 前項ノ場合ニ於テハ其ノ株主ニ對
 スル会社ノ義務ノ履行ノ場所ハ会
 社ノ本店トス
 前二項ノ規定ハ質権者ニ之ヲ準用
 第二百六十条中「支配人」を「支店
 一 各社員ノ責任ノ有限又ハ無限
 ナルコト
 二 有限責任社員ノ出資ノ目的、
 其ノ価格及履行ヲ為シタル部分
 第百八十九条第一項中「払込
 期日」を「払込期日ノ翌日」に改め、同
 条第二項中「前項ノ期日」を「払込期
 日」に改める。
 第二百八十条ノ九第一項中「払込
 期日」を「払込期日ノ翌日」に改め、同
 条第二項中「前項ノ期日」を「払込期
 日」に改める。

第二百八十五条第二項第十号中「及
 其ノ取扱ノ場所」を削り、同条第三
 項の次に次の二項を加える。
 発起人ハ株式申込証ニ交付ニ際シ
 但シ株式申込証ニ之ヲ記載シタル
 トキハ此ノ限ニ在ラズ
 第百八十三条第一項中「第二百
 八十一条の下に「第二号乃至第五
 号」を加える。
 第二百八十五条第二項第七号中「及
 其ノ取扱ノ場所」を次のように改め
 る。
 第二百八十五条第一項中「第二百
 八十一条の下に「第二号乃至第五
 号」を加える。

第二百八十五条第二項但書及
 第二項ノ規定ハ取引所ノ相場アル
 社債ニ、前条第二項ノ規定ハ取引
 所ノ相場ナキ社債ニ之ヲ準用ス
 第二百八十六条第一項但書及
 第二項ノ規定ハ取引所ノ相場アル
 他ノ債券ニ之ヲ準用ス
 第二百八十五条第一項中「及
 其ノ取扱ノ場所」を削り、同項第八号
 中「氏名」の下に「及住所」を加える。
 第二百八十五条ノ二 流動資産ニ付
 テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ
 附スルコトヲ要ス但シ時価ガ取得
 価額又ハ製作価額ヨリ著シク低キ
 トキハ其ノ価格ヲ取得価額又ハ製
 作価額迄回復スルト認メラル
 場合ヲ除クノ外時価ヲ附スルコトヲ
 要ス

第二百八十五条ノ二第一項但書及
 第二項ノ規定ハ取引所ノ相場アル
 株式ニ之ヲ準用ス
 第二百八十五条第一項中「及
 其ノ取扱ノ場所」を削り、同項第八号
 中「氏名」の下に「及住所」を加える。
 第二百八十六条第一項左ノ目的ノ為
 二特別ニ支出シタル金額ハ之ヲ貸
 借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコ
 トヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ支出
 ノ後五年内ニ毎決算期ニ於テ均等
 額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス
 一 新製品又ハ新技術ノ研究
 二 新技術又ハ新経営組織ノ採用
 計額

第二百二十四条ノ二 前条第一項ノ

住所ニ宛テテ發シタル通知及催告
 が繼續シテ五年間到達セザリシト
 キハ会社ノ株主ニ對スル通知及催
 告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ
 前項ノ場合ニ於テハ其ノ株主ニ對
 スル会社ノ義務ノ履行ノ場所ハ会
 社ノ本店トス

第二百八十五条ノ三 固定資産ニ付
 附シ毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為ス
 コトヲ要ス
 固定資産ニ付予測スルコト能ハザ
 ル減損ガ生ジタルトキハ相当ノ減
 額ヲ為スコトヲ要ス
 第二百八十五条ノ四 金銭債権ニ付
 テハ其ノ債権金額ヲ附スルコトヲ
 要ス但シ債権金額ヨリ低キ代金ニ
 由アルトキハ相当ノ減額ヲ為スコ
 トヲ得
 金銭債権ニ付取立不能ノ虞アルト
 キハ取立ツルコト能ハザル見込額ト
 ボ控除スルコトヲ要ス

第二百八十五条ノ五 社債ニ付テハ
 其ノ取得価額ヲ附スルコトヲ要ス
 但シ其ノ取得価額ガ社債ノ金額ト
 異ナルトキハ相当ノ増額又ハ減額
 ボ為スコトヲ得
 第二百八十五条ノ二第一項但書及
 第二項ノ規定ハ取引所ノ相場アル
 他ノ債券ニ之ヲ準用ス
 第二百八十六条第一項但書及
 第二項ノ規定ハ取引所ノ相場アル
 他ノ債券ニ之ヲ準用ス
 第二百八十五条第一項中「及
 其ノ取扱ノ場所」を削り、同項第八号
 中「氏名」の下に「及住所」を加える。

第二百八十七条ノ二 特定ノ支出又
 ハ損失ニ備フル為ニ引当金ヲ貸借
 對照表ノ負債ノ部ニ計上スルトキ
 ハ其ノ目的ヲ貸借対照表ニ於テ明
 カニスルコトヲ要ス
 第二百八十八条第一項「毎決算期ノ利
 益ノ二十分の一」を「毎決算期ニ金銭
 ボ依ル利益ノ配当額ノ十分の一」に
 改める。
 第二百八十八条ノ二第三号を次の
 ように改める。
 第二百八十九条ノ二第一項ニ於テ
 二、若シ三年内ニ社債償還ノ期限
 ボ到来スルトキハ其ノ期限内ニ每
 決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ
 為スコトヲ要ス
 第二百八十六条の次に次の二条を
 加える。
 第二百八十六条第一項但書及
 第二項ノ規定ハ取引所ノ相場アル
 他ノ債券ニ之ヲ準用ス
 第二百八十六条第一項但書及
 第二項ノ規定ハ取引所ノ相場アル
 他ノ債券ニ之ヲ準用ス
 第二百八十六条第一項左ノ目的ノ為
 二特別ニ支出シタル金額ハ之ヲ貸
 借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコ
 トヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ支出
 ノ後五年内ニ毎決算期ニ於テ均等
 額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス
 一 資本ノ額
 二 資本準備金及利益準備金ノ合

三 資源ノ開拓

四 市場ノ開拓
 第二百八十七条の次に次の二条を
 加える。
 第二百八十七条ノ二 特定ノ支出又
 ハ損失ニ備フル為ニ引当金ヲ貸借
 對照表ノ負債ノ部ニ計上スルトキ
 ハ其ノ目的ヲ貸借対照表ニ於テ明
 カニスルコトヲ要ス
 第二百八十八条第一項「毎決算期ノ利
 益ノ二十分の一」を「毎決算期ニ金銭
 ボ依ル利益ノ配当額ノ十分の一」に
 改める。
 第二百八十八条ノ二第三号を次の
 ように改める。
 第二百八十九条ノ二第一項ニ於テ
 二、若シ三年内ニ社債償還ノ期限
 ボ到来スルトキハ其ノ期限内ニ每
 決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ
 為スコトヲ要ス
 第二百八十六条の次に次の二条を
 加える。
 第二百八十六条第一項但書及
 第二項ノ規定ハ取引所ノ相場アル
 他ノ債券ニ之ヲ準用ス
 第二百八十六条第一項左ノ目的ノ為
 二特別ニ支出シタル金額ハ之ヲ貸
 借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコ
 トヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ支出
 ノ後五年内ニ毎決算期ニ於テ均等
 額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス
 一 資本ノ額
 二 資本準備金及利益準備金ノ合

の下に「(合併又ハ組織変更ニ因ル設立ヲ含ム)」を加え、「財産ヲ目的トスル出資ノ価格 千分ノ七」を「毎一件 金三千円」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 削除

第六条第一項第三号及び第四号中「株式会社」の下に「、有限公司」を加え、同項第八号ノ二及び第八号ノ三を削り、同項第九号中「会社ノ設立」を「株式会社、有限公司」設立に、「株式会社ニ在リテハ資本ノ金額」に、「株式会社以ハ財産ヲ目的トスル出資ノ価格」を「資本ノ金額」に、「株式会社以外ノ会社ナル場合ニ在リテハ財産ヲ目的トスル出資ノ価格」を「合名会社又ハ合資会社ナル場合ニ在リテハ四十三万円」に改め、同項第十号中「会社資本ノ増加」を「株式会社、有限公司資本増加」に、「株式会社ニ在リテハ増加資本ノ金額」ノ他ノ会社ニ在リテハ財産ヲ目的トスル増出資ノ価格」を「増加資本ノ金額」に、「株式会社以外ノ会社ナル場合ニ在リテハ財産ヲ目的トスル出資ノ価格」を「合名会社又ハ合資会社ナル場合ニ在リテハ四十三万円」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 転換社債又ハ第二回以後ノ転換社債込 回払込金額 千分ノ一・五 第六条ノ二から第六条ノ四を第六条までを削り、第六条ノ四を第六条ノ二とする。

（非訟事件手続法の一部改正）第十四条 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第一百三十二条第一項中「第四百八十二条ノ二」を「第四百八十三条」に改める。

第一百七十五条第二項中「前項ノ登記ハ」の下に「会社ヲ代表スペキ清算人ノ申請ニ因リ」を加える。

第一百七十七条を次のように改める。

第一百七十七条 商法第二百二十三条第一項ニ掲タル事項ノ変更ノ登記ノ申請書ニハ变更ノ事由ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第一百七十七条 商法第二百二十三条第一項ニ掲タル事項ノ変更ノ登記ノ申請書ニハ变更ノ事由ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第一百九十二条第一項中「社債」を「転換社債」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 商法第三百四十二条ノ二第一項ノ定款又ハ同項ノ決議ヲ為シタル株主総会ノ議事録に依りタルトキハ其ノ事実及第百七十八条に次のただし書を加える。

但商法第二百十九条ノ二（同法第二百四十七条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル清算ノ結果ノ登記ノ申請書ニハ財産ノ処分ノ完了シタルコトヲ証スル總社員ノ作成シタル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第一百七十八条に第一項として次の二項を加える。

（担保附社債信託法の一部改正）第百九十三条ノ二第一項中「社債承繼」を「転換社債承繼」に、「社債ニ」を「転換社債ニ」に改める。

第一百九十五条ノ三第二項第三号及び第二百一条ノ十二第二項第三号中「純財産額」を「純資産額」に改める。

第一百九十六条及第百十七条 削除

（無尽業法の一部改正）第十九条 無尽業法（昭和六年法律第四十二条）の一部を次のように改正する。

第十四条中「利益ヲ配当スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ以上ヲ」を「毎決算期ニ金錢ニ依ル利益ノ配当額ノ五分ノ一以上ヲ利益準備金トシテ」に改める。

第十六条 削除

（信託業法の一部改正）第十五条 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二条）の一部因リテ之ヲ為スベキ清算人又ハ社員ノ申請ニスベキ清算人又ハ社員ノ申請ニリ之ヲ起算ス

（信託業法の一部改正）第十六条 信託業法（大正十一年法律第六十五条）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第七号中「財産ノ額」を「純資產額」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）第十七条 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一百三十二条第一項中「及ビ有限責任社員ノ出资ニ付キ履行ヲ為シタル部分ヲ証スル書面」を加える。

（農林中央金庫法の一部改正）第十七条 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一百三十二条第一項中「及登録税法」

合資会社ノ設立又ハ合併ニ因ル変更若クハ設立ノ登記ノ申請書ニハ有限責任社員ノ出資ニ付キ履行ヲ為シタル部分ヲ証スル書面ヲモ添附スルコトヲ要ス

第一百八十八条第二項中「取締役若クハ監査役ノ氏若クハ名又ハ代表取締役ノ住所」を又ハ監査役ノ氏、名又ハ住所」を「取締役若クハ監査役ノ氏若クハ名又ハ代表取締役ノ住所」に改める。

第一百九十二条第一項中「社債」を「転換社債」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 商法第三百四十二条ノ二第一項ノ定款又ハ同項ノ決議ヲ為シタル株主総会ノ議事録に依りタルトキハ其ノ事実及第百九十二条第一項第二号から第四号まで中「社債」を「転換社債」に改め、同項第五号及び第六号を削る。

第一百九十二条第一項第二号から第四号まで中「社債」を「転換社債」に改め、同項第五号及び第六号を削る。

第一百九十三条ノ二第一項中「社債承繼」を「転換社債承繼」に、「社債ニ」を「転換社債ニ」に改める。

第一百九十五条ノ三第二項第三号及び第二百一条ノ十二第二項第三号中「純財産額」を「純資產額」に改める。

第一百九十六条及第百十七条 削除

（無尽業法の一部改正）第十九条 無尽業法（昭和六年法律第四十二条）の一部を次のように改正する。

第十四条中「利益ヲ配当スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ以上ヲ」を「毎決算期ニ金錢ニ依ル利益ノ配当額ノ五分ノ一以上ヲ利益準備金トシテ」に改める。

第十六条 削除

（信託業法の一部改正）第十五条 信託業法（大正十一年法律第六十五条）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第七号中「及ビ有限責任社員ノ出資ニ付キ履行ヲ為シタル部分ヲ証スル書面」を加える。

（商工組合中央金庫法の一部改正）第二十条 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条ノ三を次のように改める。

（商工組合中央金庫法の一部改正）第二十二条 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第百七十七条第一項」を「（第百七十五条第二項中

昭和三十七年四月十二日 参議院会議録第十七号 商法の一部を改正する法律案

登記ノ申請人ニ関スル部分ヲ除ク、第百七十七条に改め、「第二百七十八条」の下に「第二項本文」を加える。

第二十八条第四項中「商法第二百七十五条第二項第十号」の下に「及第三十六条中「及登録税法」を削る。

第三十六条中「及登録税法」を削る。第七十五条第二項第十号」の下に「及第三十六条中「及登録税法」を削る。

（東北開発株式会社法の一部改正）

第二十一条 東北開発株式会社法（昭和十一年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条 会社ハ毎決算期ニ金銭六以上ヲ利益配当額ノ百分比ノ十ニ依ル利益ノ配当額ノ百分比ノ十

六以上ヲ利益準備金トシテ積立テ且利益配当ノ平均ヲ得シムル

為金銭ニ依ル利益ノ配当額ノ百分ノ四以上ヲ積立ツベシ

（有限会社法の一部改正）

第二十二条 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「及支店」を削る。

第二十四条 第二項中「及第二百一十四条ノ二」を「第二百一十四条ノ二」に改める。

第六条第七号中「及支店」を削る。

第二十四条第二項中「及第二百一十四条ノ二」を「第二百一十四条ノ二」に改める。

第六条第七号中「及支店」を削る。

第二十六条第一項中「及第二百一十六条」を「第二百一十六条ノ三、第二百一十七条ノ二乃至第二百一十六条ノ三」に改める。

第六条第七号中「及支店」を削る。

第二十六条第一項中「支配人」を「支店」に改める。

第二十六条第一項中「支配人」を「支店」に改める。

第二十六条第一項中「支配人」を「支店」に改める。

第六十四条第二項、第六十五条

第一項並びに第六十七条第二項及び第四項中「純財産額」を「純資産額」に改める。

第六十八条中「第九十九条及第六十六条」を削る。

第七十八条第二項中「純財産額」を「純資産額」に改める。

第八十五条第一項第十五号及び第二項中「第九十九条又ハ」を削る。

（東北開発株式会社法の一部改正）

第二十一条 東北開発株式会社法（昭和十一年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条 会社ハ毎決算期ニ金銭六以上ヲ利益配当額ノ百分比ノ十ニ依ル利益ノ配当額ノ百分比ノ十

六以上ヲ利益準備金トシテ積立テ且利益配当ノ平均ヲ得シムル

為金銭ニ依ル利益ノ配当額ノ百分ノ四以上ヲ積立ツベシ

（有限会社法の一部改正）

第二十二条 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「及支店」を削る。

第二十四条 第二項中「及第二百一十四条ノ二」を「第二百一十四条ノ二」に改める。

第六条第七号中「及支店」を削る。

第二十四条第二項中「及第二百一十四条ノ二」を「第二百一十四条ノ二」に改める。

第六条第七号中「及支店」を削る。

第二十六条第一項中「及第二百一十六条」を「第二百一十六条ノ三、第二百一十七条ノ二乃至第二百一十六条ノ三」に改める。

第六条第七号中「及支店」を削る。

第二十六条第一項中「支配人」を「支店」に改める。

第二十六条第一項中「支配人」を「支店」に改める。

第二十六条第一項中「支配人」を「支店」に改める。

第六十四条第二項、第六十五条

第六十六条の次に次の二条を加える。

第六十六条ノ二於テ記載スル有価証券中命令ヲ以テ定ムル国债又ハ利払及償還確定ナリト認メラル債券ニ付テハ第四十二条ニ於テ準用スル商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十四条、附則第十条及び附則第十二条を次のように改正する。

（普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ關スル法律の一部改正に伴う経過措置に関する準用する。

（依ル種類ヲ附スルコトヲ得）

第六十七条第一項中「第二百一十五条」を「第二百八十六条ノ三」に改め、同条に次の二項を加える。

（会社ノ財産目録ニ記載スル營業用ノ固定財産及取引所ノ相場ア

ル有価証券ニ付テハ商法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第四十一号）の一部を次のように改める。

（保険業法の一部改正）

第六十七条第一項を削る。

（金融機関再建整備法の一部改正）

第六十四条第二項、第六十五条

同条第三十一号中「第九十九条若ハ」を削る。

第二十五条 附則第三条、附則第八条、附則第十条及び附則第十二条の規定は、前条の規定による保険業法の一部改正に伴う経過措置に関する準用する。

（普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ關スル法律の一部改正に伴う経過措置に関する準用する。

（依ル種類ヲ附スルコトヲ得）

第六十七条第一項を削る。

（普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ關スル法律の一部改正に伴う経過措置に関する準用する。

（依ル種類ヲ附スルコトヲ得）

第六十四条第二項、第六十五条

第二十九条 会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律（昭和二十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一項に次のたなし書を加える。

（依ル種類ヲ附スルコトヲ得）

第六十四条第二項、第六十五条

号) の一部を次のようにより改正する。

第二十四条第一項第一号を次のようにより改める。

一 内閣法制次長

【審査報告書は都合により追録に掲載】

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年四月六日

衆議院議長 松野鶴平殿

参議院議長 清瀬 一郎

(小字及び一は衆議院登記)

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律

科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のよう

に改正する。

第四条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の二号を加える。

二 放射性降下物による障害の防止に

関係行政機関が講ずる対策の総合調整を行なうこと。

三 関係行政機関の試験研究機関

の科学技術に関する経費及び関

係行政機関の科学技術に関する

試験研究補助金、交付金、委託

費その他これらに類する経費の

積りの方針の調整に関するこ

と。

四 科学技術に関する多數部門の

協力を要する総合的試験研究及

び各種研究に共通する基礎的試

験研究の助成に関すること。(他

の行政機関の所掌に属すること

を除く。)

第五条中「四局」を「五局」に、「計

画局」を「計画局」に改める。

第七条第一号中「次条」を「次号、

次条及び第八条に改め、「関するこ

と」の下に「(研究調整局の所掌に属

することを除く。」を加え、同条中

第五号から第七号まで削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 科学技術一般に關し、関係行政機関の事務の総合調整に関すること。(振興局の所掌に属すこと)。

【審査報告書は都合により追録に掲載】

科学技術一般に關し、関係行政機関の事務の総合調整に関することを除く。)

第七条の二 研究調整局においては、次の事務をつかさどる。

一 関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関すること。(計画局及び振興局の所掌に属することを除く。)

二 前号に掲げる事務に係る科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。

三 前号に掲げる事務に係る科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。

四 関係行政機関の試験研究機関

の科学技術に関する経費及び関

係行政機関の科学技術に関する

試験研究補助金、交付金、委託

費その他これらに類する経費の

積りの方針の調整に関するこ

と。

五 科学技術に関する多數部門の

協力を要する総合的試験研究及

び各種研究に共通する基礎的試

験研究の助成に関すること。(他

の行政機関の所掌に属すること

を除く。)

第六条第一号中「(宇宙科学技術を除く。)」を削り、「関する事務」の下に「(国際交流に係るものに限る。)」を加え、同条中第二号及び第三号との下に「(研究調整局の所掌に属すること)」の下に「(研究調整局の所掌に属すること)」を加え、同条中第二号とし、同条第五号中「理化学研究所」の下に「日本

科学技術情報センター」を加え、同号を同条第三号とし、同条中第六号を第四号とし、第七号から第九号まで二号ずつ繰り上げる。

第九条第十三号中「前各号」を「第一号から第十一号まで」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号を二号ずつ繰り上げる。

十三 放射性降下物による障害の防止に關し、関係行政機関が講ずる対策の総合調整に関すること。

第十二条第一項中「五人」を「三人」に改める。

第十二条第一項中「千三百十四人」を「千五百七十一人」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。(ただし、第十二条の二の施行に付す。)

改正規定は、昭和三十七年四月一日から適用する。

第十二条第一項中「五千一百七十一人」に改める。

第十二条第一項中「三千三百十四人」を「三千五百七十一人」に改める。

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。(ただし、第十二条の二の施行に付す。)

改正規定は、昭和三十七年四月一日から適用する。

第十二条第一項中「五千一百七十一人」に改める。

第二に、青少年問題協議会設置法の一部を改正し、青少年問題協議会を置く指定都市に對し、その運営費の一部を補助することができるとしているものであります。

第三に、同和対策審議会設置法の一部を改正し、同審議会の存続期間を二年を延長しようとするものであります。

第四に、宮内庁法の一部を改正し、宮内庁の定員を、定員外職員九十五人の定員化を含み九十八人増員しようとするものであります。

第五に、内閣法の一部を改正し、定員外職員の定員化により、内閣官房の定員を一人増員しようとするものであります。

第六に、法制局の名称を内閣法制局に改め、一部を増設するとともに、定員外職員を一人増員しようとするものであります。

第七に、法制局設置法の一部を改正し、法制局の名称を内閣法制局に改め、一部を増設するとともに、定員外職員一人の定員化を含め、その定員を四人増員しようとするものであります。

第八に、内閣法の一部を改正し、定員外職員の定員化により、内閣官房の定員を一人増員しようとするものであります。

第九に、内閣法の一部を改正し、定員外職員を一人増員しようとするものであります。

第十に、内閣法の一部を改正し、定員外職員を一人増員しようとするものであります。

第十一に、内閣法の一部を改正し、定員外職員を一人増員しようとするものであります。

第十二に、内閣法の一部を改正し、定員外職員を一人増員しようとするものであります。

第十三に、内閣法の一部を改正し、定員外職員を一人増員しようとするものであります。

第十四に、内閣法の一部を改正し、定員外職員を一人増員しようとするものであります。

第十五に、内閣法の一部を改正し、定員外職員を一人増員しようとするものであります。

第十六に、内閣法の一部を改正し、定員外職員を一人増員しようとするものであります。

第十七に、内閣法の一部を改正し、定員外職員を一人増員しようとするものであります。

第十八に、内閣法の一部を改正し、定員外職員を一人増員しようとするものであります。

第十九に、内閣法の一部を改正し、定員外職員を一人増員しようとするものであります。

第二十に、内閣法の一部を改正し、定員外職員を一人増員しようとするものであります。

第二十一に、内閣法の一部を改正し、定員外職員を一人増員しようとするものであります。

第二十二に、内閣法の一部を改正し、定員外職員を一人増員しようとするものであります。

第二十三に、内閣法の一部を改正し、定員外職員を一人増員しようとするものであります。

次に、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、衆議院において、「この法律は、公布の日から施行し、また、定員増の改正規定は四月一日から適用する。」旨の修正が行なわれて、本院に送付されたものであります。

本法律案の改正の要旨は、第一に、本法律案について申し上げます。

本法律案は、衆議院において、「この法律は、公布の日から施行し、また、定員増の改正規定は四月一日から適用する。」旨の修正が行なわれて、本院に送付されたものであります。

うことか等の質疑が行なわれました
が、その詳細は会議録に譲りたいと存
じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採
決の結果、本法律案は全会一致をもつ
て原案どおり可決すべきものと決定い
たしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。

まず、総理府設置法等の一部を改正
する法律案全部を問題に供します。委
員長の報告は修正議決報告でございま
す。委員長報告のとおり修正議決する
ことに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めま
す。よって本案は委員会修正どおり議
決せられました。

●議長(松野鶴平君) 次に、科学技術
庁設置法の一部を改正する法律案全部
を問題に供します。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めま
す。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十一、國
民生活研究所法案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三条により交付
する。

昭和三十七年三月八日

衆議院議長 松野鶴平殿 一郎

國民生活研究所法案

目次

第一章 総則(第一条～第十条)

第二章 役員等(第十一条～第二
十一条)

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十一、國
民生活研究所法案

日程第十二、自動車競走法及び小型
自動車競走法の一部を改正する法律
案、

(いすれも内閣提出、衆議院送付)

日程第十三、海外経済協力基金法の
一部を改正する法律案(内閣提出)、

以上三案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認
めます。まず、委員長の報告を求めま
す。商工委員長武藤常介君。

審査報告書

国民生活研究所法案

右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十七年四月十日

商工委員長 武藤 常介

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国民生活研究所を設立して、国民生活に関する基礎的かつ総合的な調査研究等を行なわせようとするものであつて、国民生活の安定及び向上に寄与するため、妥当な措置と認めた。

二、費用

本法施行のため必要な費用として、昭和三十七年度一般会計予算に国民生活研究所出資金一億円が計上されている。

三、目的

(法人格)

第一条 国民生活研究所は、国民生活に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もつて国民生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

(事務所)

第二条 国民生活研究所(以下「研究所」といふ)は、法人とする。

(事務所)

第三条 研究所の事務所は、東京都に置く。

(資本金)

第四条 研究所の資本金は、一億円

と研究所の設立に際し政府以外の
者が出資する額の合計額とする。

2 政府は、研究所の設立に際し、

前項の一億円を出資するものとす
る。

3 研究所は、必要があるときは、
経済企画庁長官の認可を受けて、
その資本金を増加することができ
る。

4 政府は、前項の規定により研究
所がその資本金を増加するとき
は、予算で定める金額の範囲内に
おいて、研究所に出资することができる。

(登記)

第五条 研究所は、政令で定めると
ころにより、登記しなければなら
ない。

2 前項の規定により登記しなけれ
ばならない事項は、登記の後でな
れば、これをもつて第三者に対
抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 研究所でない者は、國民生
活研究所といふ名称を用いてはな
らない。

2 定款の変更は、經濟企画庁長官
の認可を受けなければ、その効力
を生じない。

(登記)

第七章 雜則(第三十六条～第三
十八条)

2 第四章 財務及び会計(第二十四
条～第三十三条)

3 第五章 監督(第三十四条～第三
十五条)

4 第三章 業務(第二十二条～第二
十三条)

5 第六章 雜則(第三十六条～第三
十七条)

6 第七章 附則(第三十九条～第四
十条)

7 第八章 会計に関する事項

8 第九章 定款の変更に関する事項

9 第十章 公告に関する事項

10 第十一章 定款の変更に関する事
項

11 第十二章 役員の職務及び権限

12 第十三章 会員の選任

13 第十四章 会員の権利と義務

14 第十五章 会員の退会

15 第十六章 会員の権利と義務

16 第十七章 会員の権利と義務

17 第十八章 会員の権利と義務

18 第十九章 会員の権利と義務

19 第二十章 会員の権利と義務

20 第二十一章 会員の権利と義務

21 第二十二章 会員の権利と義務

22 第二十三章 会員の権利と義務

23 第二十四章 会員の権利と義務

24 第二十五章 会員の権利と義務

25 第二十六章 会員の権利と義務

26 第二十七章 会員の権利と義務

27 第二十八章 会員の権利と義務

28 第二十九章 会員の権利と義務

29 第三十章 会員の権利と義務

30 第三十一章 会員の権利と義務

31 第三十二章 会員の権利と義務

32 第三十三章 会員の権利と義務

33 第三十四章 会員の権利と義務

34 第三十五章 会員の権利と義務

35 第三十六章 会員の権利と義務

36 第三十七章 会員の権利と義務

37 第三十八章 会員の権利と義務

38 第三十九章 会員の権利と義務

39 第四十章 会員の権利と義務

40 第四十一章 会員の権利と義務

41 第四十二章 会員の権利と義務

42 第四十三章 会員の権利と義務

43 第四十四章 会員の権利と義務

44 第四十五章 会員の権利と義務

45 第四十六章 会員の権利と義務

46 第四十七章 会員の権利と義務

47 第四十八章 会員の権利と義務

48 第四十九章 会員の権利と義務

49 第五十章 会員の権利と義務

50 第五十一章 会員の権利と義務

51 第五十二章 会員の権利と義務

52 第五十三章 会員の権利と義務

53 第五十四章 会員の権利と義務

54 第五十五章 会員の権利と義務

55 第五十六章 会員の権利と義務

56 第五十七章 会員の権利と義務

57 第五十八章 会員の権利と義務

58 第五十九章 会員の権利と義務

59 第六十章 会員の権利と義務

60 第六十一章 会員の権利と義務

61 第六十二章 会員の権利と義務

62 第六十三章 会員の権利と義務

63 第六十四章 会員の権利と義務

64 第六十五章 会員の権利と義務

65 第六十六章 会員の権利と義務

66 第六十七章 会員の権利と義務

67 第六十八章 会員の権利と義務

68 第六十九章 会員の権利と義務

69 第七十章 会員の権利と義務

70 第七十一章 会員の権利と義務

71 第七十二章 会員の権利と義務

72 第七十三章 会員の権利と義務

73 第七十四章 会員の権利と義務

74 第七十五章 会員の権利と義務

75 第七十六章 会員の権利と義務

76 第七十七章 会員の権利と義務

77 第七十八章 会員の権利と義務

78 第七十九章 会員の権利と義務

79 第八十章 会員の権利と義務

80 第八十一章 会員の権利と義務

81 第八十二章 会員の権利と義務

82 第八十三章 会員の権利と義務

83 第八十四章 会員の権利と義務

84 第八十五章 会員の権利と義務

85 第八十六章 会員の権利と義務

86 第八十七章 会員の権利と義務

87 第八十八章 会員の権利と義務

88 第八十九章 会員の権利と義務

89 第九十章 会員の権利と義務

90 第九十一章 会員の権利と義務

91 第九十二章 会員の権利と義務

92 第九十三章 会員の権利と義務

93 第九十四章 会員の権利と義務

94 第九十五章 会員の権利と義務

95 第九十六章 会員の権利と義務

96 第九十七章 会員の権利と義務

97 第九十八章 会員の権利と義務

98 第九十九章 会員の権利と義務

99 第一百章 会員の権利と義務

100 第一百零一章 会員の権利と義務

101 第一百零二章 会員の権利と義務

102 第一百零三章 会員の権利と義務

103 第一百零四章 会員の権利と義務

104 第一百零五章 会員の権利と義務

105 第一百零六章 会員の権利と義務

106 第一百零七章 会員の権利と義務

107 第一百零八章 会員の権利と義務

108 第一百零九章 会員の権利と義務

109 第一百一十章 会員の権利と義務

110 第一百一十一章 会員の権利と義務

111 第一百一十二章 会員の権利と義務

112 第一百一十三章 会員の権利と義務

113 第一百一十四章 会員の権利と義務

114 第一百一十五章 会員の権利と義務

115 第一百一十六章 会員の権利と義務

116 第一百一十七章 会員の権利と義務

117 第一百一十八章 会員の権利と義務

118 第一百一十九章 会員の権利と義務

119 第一百二十章 会員の権利と義務

120 第一百二十一章 会員の権利と義務

121 第一百二十二章 会員の権利と義務

122 第一百二十三章 会員の権利と義務

123 第一百二十四章 会員の権利と義務

124 第一百二十五章 会員の権利と義務

125 第一百二十六章 会員の権利と義務

126 第一百二十七章 会員の権利と義務

127 第一百二十八章 会員の権利と義務

128 第一百二十九章 会員の権利と義務

129 第一百三十章 会員の権利と義務

130 第一百三十一章 会員の権利と義務

131 第一百三十二章 会員の権利と義務

132 第一百三十三章 会員の権利と義務

133 第一百三十四章 会員の権利と義務

134 第一百三十五章 会員の権利と義務

135 第一百三十六章 会員の権利と義務

136 第一百三十七章 会員の権利と義務

137 第一百三十八章 会員の権利と義務

138 第一百三十九章 会員の権利と義務

139 第一百四十章 会員の権利と義務

140 第一百四十一章 会員の権利と義務

141 第一百四十二章 会員の権利と義務

142 第一百四十三章 会員の権利と義務

143 第一百四十四章 会員の権利と義務

144 第一百四十五章 会員の権利と義務

145 第一百四十六章 会員の権利と義務

146 第一百四十七章 会員の権利と義務

147 第一百四十八章 会員の権利と義務

148 第一百四十九章 会員の権利と義務

149 第一百五十章 会員の権利と義務

150 第一百五十一章 会員の権利と義務

151 第一百五十二章 会員の権利と義務

152 第一百五十三章 会員の権利と義務

153 第一百五十四章 会員の権利と義務

154 第一百五十五章 会員の権利と義務

155 第一百五十六章 会員の権利と義務

156 第一百五十七章 会員の権利と義務

157 第一百五十八章 会員の権利と義務

158 第一百五十九章 会員の権利と義務

159 第一百六十章 会員の権利と義務

160 第一百六十一章 会員の権利と義務

161 第一百六十二章 会員の権利と義務

162 第一百六十三章 会員の権利と義務

163 第一百六十四章 会員の権利と義務

164 第一百六十五章 会員の権利と義務

165 第一百六十六章 会員の権利と義務

166 第一百六十七章 会員の権利と義務

167 第一百六十八章 会員

究所の業務を掌理し、会長及び所長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び所長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、研究所の業務を監査する。

(役員の任命)

第十三条 会長、所長及び監事は、經濟企画庁長官が任命する。

2 理事は、經濟企画庁長官の認可を受けて、会長が任命する。

(役員の任期)

第十四条 会長、所長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、国会議員、地方公

共団体の議員又は地方公

二 政府又は地方公共団体の職員

(教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。)

(役員の解任)

第十六条 経済企画庁長官又は会長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 経済企画庁長官又は会長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるとき

は、その役員を解任することができる。

一心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするとときは、經濟企画庁長官の認可を受けなければならぬ。

(役員の兼職禁止)

第十七条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。ただし、經濟企画庁長官の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十八条 研究所と会長又は所長との利益が相反する事項について

は、会長及び所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(参与会)

第十九条 研究所に、参与会を置く。

2 参与会は、会長の諮問に応じ、研究所の業務の運営に関する重要な事項を審議する。

3 参与会は、前項の事項に関し、会長に意見を述べることができ

る。

4 参与会は、参与二十人以内で組成する。

5 参与は、研究所の業務に関し学識経験を有する者から、經濟企画庁長官の認可を受けて、会長が任命する。

6 参与の任期は、二年とする。

7 参与は、再任されることができる。

(職員の任命)

第二十条 研究所の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の地位)

第二十一条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第五五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(第三章 業務)

第二十二条 研究所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 国民生活の実情及び動向に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を經濟企画庁長官に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付する。

3 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

4 前各号に掲げるもののほか、第一の目的を達成するために必要な業務

5 研究所は、前項第四号に掲げる業務を行なおうとするときは、經濟企画庁長官の認可を受けなければならない。

第二十三条 研究所は、委託に基づいて前条第一項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ經濟企画庁長官の認可を受けなければならぬ。

2 研究所は、前条第一項の承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

3 参与は、研究所の業務に関し学識経験を有する者から、經濟企画庁長官の認可を受けて、会長が任命する。

4 参与会は、参与二十人以内で組成する。

5 参与は、研究所の業務に関し学識経験を有する者から、經濟企画庁長官の認可を受けて、会長が任命する。

6 参与の任期は、二年とする。

毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(予算等の認可)

第二十五条 研究所は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、經濟企画庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

(借入金)

第二十九条 研究所は、經濟企画庁長官の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

(財務諸表)

第二十六条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に經濟企画庁長官に提出して、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を經濟企画庁長官に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付する。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

6 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

7 参与は、再任されることができる。

(書類の送付)

第二十七条 研究所は、第二十五条の認可又は前条第一項の承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

2 研究所は、次の方針によること

一 國債、地方債その他經濟企画庁長官の指定する有価証券の取得

3 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

4 参与は、参与二十人以内で組成する。

5 参与は、研究所の業務に関し学識経験を有する者から、經濟企画庁長官の認可を受けて、会長が任命する。

6 参与の任期は、二年とする。

2 研究所は、毎事業年度、經營上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理しなお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(財産の処分等の制限)

第三十一条 研究所は、總理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、經濟企画庁長官の認可を受けなければならない。

(経過規定)

第九条 この法律の施行の際現に国民生活研究所といふ名称を使用している者は、この法律施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第九条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十条 研究所の最初の事業年度は、第二十四条の規定にかかるらず、その成立の日に始まり、昭和三十八年三月三十日に終わるものとする。

第十一条 研究所の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十五条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第十二条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。

第十九条第七号中「理化学研究所」の下に、「国民生活研究所」を、「理化研究所法」の下に、「国民生活研究所法」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十三条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。
(法人税法の一部改正)
第十四条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

(地方税法の一部改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

(經濟企画庁設置法の一部改正)

第十六条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第七号の次に次の二号を加える。

七の二 国民生活研究所に関する事項

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月十日

審査報告書
商工委員長 武藤 常介

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公營競技調査会の答申に基づき、(一)自転車競技法を改正し、(1)施行者の適正化を図るため、施行者の交替制が可能となるよう指定市町村について、指定

の理由がなくなつたと認めるときは、指定を取り消し得るようにする。(2)競輪実施機関の整備を図るため、施行者からの委託を受けて競輪実施の事務を行なう自転車競技会を新設する。(3)射幸性を稀薄

にするため、勝者投票法の実施方法等について規制する。(4)公正な競技を確保するため、競輪選手の助成措置を講じ得るようにする。(5)新たに体育事業等振興費を制度化する。(二)小型自動車競走法を改正し、小型自動車競走の実施関係等は自転車競技法の改正に準じた改正を行なうが、体育事業等振興費の制度化に伴ない、日本小型自動車振興会を新設すること等の措置を講じようとするものであつて、競輪等の弊害を除去し、その健全化を図るために、おおむね妥当な措置と認めた。

この法律施行のため、別に費用を要しない。

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年三月二十九日

衆議院議長 松野鶴平殿

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案

参議院議長 松野鶴平殿

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案

自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のよう改正する。

改め、同条第三項中「開催しなかつたとき」の下に、又は指定市町村について指定の理由がなくなつたと認めるときを加え、同条第五項を次のように改める。

競輪施行者は、競輪の競技に関する事務その他の競輪の実施に関する事務(命令で定めるものを除く)を自転車競技会に委託することができる。この場合においては、競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他の競輪の競技に関する事務であつて命令で定めるものは、一括して委託しなければならない。

第五条に次の二項を加える。

日本自転車振興会は、競輪の設置され又は移転されたを

可に「第一項の許可に、前条第八項及び第九項の規定は場外車券売場に」に改める。

第五条に次の二項を加える。

日本自転車振興会は、競輪の設置され又は移転されたを

可に「第一項の許可に、前条第八項及び第九項の規定は場外車券

売場に」に改める。

第五条に次の二項を加える。

日本自転車振興会は、競輪の設置され又は移転されたを

可に「第一項の許可に、前条第八項及び第九項の

- 自転車競技会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。
- 第十三条の七 自転車競技会の定款には、左の事項を記載しなければならない。
- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 事務所の所在地
 - 四 役員に関する事項
 - 五 役員会に関する事項
 - 六 業務に係る競輪場の名称及び所在地
 - 七 業務及びその執行に関する事項
 - 八 会計に関する事項

- 自転車競技会は、前項の業務のほか、通商産業大臣の認可を受けて、第十三条の目的を達成するため必要な業務を行なうことができる。
- 第十三条の十 自転車競技会は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とす。
- 前項の業務の方法で定めるべき事項は、命令で定める。
- 第十三条の十一 自転車競技会は、左の場合には、解散する。
- 一 役員会で解散の決議をした場合において、当該決議について通商産業大臣の認可を受けたとき。
- 第二 破産した場合
- 三 当該自転車競技会を存置すべき必要性がなくなつたと認められる場合において、通商産業大臣が解散を命じたとき。

- 第十三条の九 自転車競技会は、役員として、会長一人、副会長一人、理事十人以内及び監事二人以内を置く。
- 第十三条の十 自転車競技会は、定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 第十三条の八 自転車競技会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事十人以内及び監事二人以内を置く。
- 第十三条の九 自転車競技会は、解散したときは、破産による場合を除いては、会長がその清算人となる。ただし、通商産業大臣が公益上必要があると認めて他の者を選任したときは、この限りでない。
- 三 競輪の開催につき宣伝を行なうこと。
- 清算人が欠けたときは、通商産業大臣が清算人を選任する。

- 四 入場者の整理その他競輪場内の整理を行なうこと。
- 五 前各号の業務に附帯する業務

- 通商産業大臣は、公益上必要があると認めるときは、清算人を解任することができる。

- 第十五条第一項中「自転車振興会」を「自転車競技会」に改める。
- 第十六条第二項中「自転車振興会」を「自転車競技会」に、「当該自転車振興会」を「当該競輪場又は場外車券売場の設置の許可」を

- 十一条までの規定は、自転車競技会に準用する。
- 手であつた期間中請託を受けてそのに改める。

- 第二十九条中「自転車振興会又は日本自転車振興会の役員又は職員」を「日本自転車振興会又は自転車競技会の役員、職員又は清算人」に改め、同条第一号中「第十一条の二十から第十二条の二十二まで」を「第十二条の二十第一項又は第十三条の十七において準用する場合を含む。」、第十二条の二十一(第十三条の十七において準用する場合を含む。)、第十二条の二十二(第十三条の十七において準用する場合を含む。)、第十三条の九第二項又は第十三条の十第一項に改め、同条第二号を削り、「又は日本自転車振興会に対し、選手の相互救済を目的とする事業に対する助成その他の措置に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

- 第十七条の二を削る。

- 第十八条第一号中「第一条第四項」を「第一条第五項」に改める。

- 第二十三条中「自転車振興会の役員若しくは職員又は競輪の選手が、その職務又は」を「競輪の選手が、その」に改める。

- 第二十四条第一項中「前条に掲げる役員若しくは職員又は選手にならうとする者が、その担当すべき職務又は」を「競輪の選手にならうとする者が、その」に、「同条に掲げる役員若しくは職員又は」を「競輪の」に改め、同条第二項中「前条に掲げる役員若しくは職員又は」を

- 書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

- 第二十九条第五号中「第十二条の二十四第二項」の下に「(第十二

- 第十三条の十二 自転車競技会が解散したときは、破産による場合を除いては、会長がその清算人となる。ただし、通商産業大臣が公益上必要があると認めて他の者を選任したときは、この限りでない。
- 第十三条の十三 第十二条の四、第五号、第十二条の六、第十二条の八、第十二条の九、第十二条の十第一号から第三号まで及び第五号、第十二条の十一から第十二条の十四まで、第十二条の十九、第十二条の二十第一項並びに第十二条の二十一から第十二条の二十四まで並びに民法第七十三条及び第七十八条から第八

- 第十三条の十三 清算人は、就職の後、遅滞なく、自転車競技会の財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。
- 第十三条の十四 清算人は、自転車競技会の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。
- 第十三条の十五 残余財産は、自転車競技会又はその目的と類似の公益目的を有する法人若しくは自転車に関する事業の振興を目的とする公益法人に帰属させなければならない。
- 第十三条の十六 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。
- 前項の決算報告書には、命令で定める書類を添附しなければならない。

- 第十八条第一号中「第一条第四項」を「第一条第五項」に改める。
- 第二十三条中「自転車振興会の役員若しくは職員又は競輪の選手が、その職務又は」を「競輪の選手が、その」に改める。
- 第二十四条第一項中「前条に掲げる役員若しくは職員又は選手にならうとする者が、その担当すべき職務又は」の規定に違反しない場合を含む。の規定に違反して、事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

- 「競輪の選手であつた者が、その選手であつた期間中請託を受けてそのに改める。
- 第二十九条中「自転車振興会又は日本自転車振興会の役員又は職員」を「日本自転車振興会又は自転車競技会の役員、職員又は清算人」に改め、同条第一号中「第十一条の二十から第十二条の二十二まで」を「第十二条の二十第一項又は第十三条の十七において準用する場合を含む。」、第十二条の二十一(第十三条の十七において準用する場合を含む。)、第十二条の二十二(第十三条の十七において準用する場合を含む。)、第十三条の九第二項又は第十三条の十第一項に改め、同条第二号を削り、「又は日本自転車振興会に対し、選手の相互救済を目的とする事業に対する助成その他の措置に関し必要な助言又は勧告をすることができる。
- 第十七条の二を削る。
- 第十八条第一号中「第一条第四項」を「第一条第五項」に改める。
- 第二十三条中「自転車振興会の役員若しくは職員又は」を「自転車振興会の選手が、その」に改める。
- 第二十四条第一項中「前条に掲げる役員若しくは職員又は選手にならうとする者が、その担当すべき職務又は」の規定に違反しない場合を含む。の規定に違反して、事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。
- 第二十九条第五号中「第十二条の二十四第二項」の下に「(第十二

条の十七において準用する場合を含む。」を加え、同条に次の二号を加える。

六 第十三条の十三又は第十三

条の十六第一項の規定により通商産業大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

別表第二

売上金の額	日本自転車振興会に交付すべき金額
六千万円以上 八千万円未満	当該売上金の額と六千円との差額の千分の二十四
一億円未満	四十八万円に、当該売上金の額と八千万円との差額の千分の十二を加算した金額
一億円未満以上	七十二万円に、当該売上金の額と一億円との差額の千分の十四を加算した金額
三億円以上	二百十二万円に、当該売上金の額と二億円との差額の千分の十六を加算した金額
三億円以上	三百七十二万円に、当該売上金の額と三億円との差額の千分の十八を加算した金額

別表第三

売上金の額	金額
三千万円以下	三千万円の千分の一
三千万円をこえ一億円以下	三百万円に、当該売上金の額と三千万円との差額の千分の六十五を加算した金額
一億円をこえ二億円以下	七百五十五万円に、当該売上金の額と一億円との差額の千分の四十五を加算した金額
二億円をこえ四億円以下	一千九百五万円に、当該売上金の額と二億円との差額の千分の二十を加算した金額
四億円をこえ六億円以下	二千三百五万円に、当該売上金の額と六億円との差額の千分の十五を加算した金額
六億円をこえるもの	

別表第二の次に次の二表を加える。

- 七 第十三条の十四又は第十三
条の十五の規定に違反して、
残余財産を処分し、又は分配
したとき。
八 第十三条中「第十二条の五」の下
に「又は第三十条の三第二項」を加
える。
九 別表第二を次のように改める。

(小型自動車競走の実施事務の委託)

第四条 小型自動車競走施行者は、小型自動車競走の競技に関する事務その他の小型自動車競走の実施に関する事務(省令で定めるものを除く)を小型自動車競走会に委託することができる。

この問題においては、小型自動車競走に出場する選手及び

小型自動車競走に使用する小型自動車の競走前の検査、小型自動車競走の審判その他の小型自動車競走の競技に関する事務であつて省令で定めるものは、一括して委託しなければならない。

第五条第一項中「設置しようとする者を「設置し又は移転しようとする者」とする者に改め、同条第五項中「設置された」を「設置され又は移転された」に改め、同条に次の二項を加える。

8 小型自動車競走場の設置者について相続若しくは合併があり、又は小型自動車競走場の譲渡しがあつたときは、相続人若しくは合併後存続する法人若し

くは合併により設立した法人又は小型自動車競走場を譲り受け

(小型自動車競走法の一部改正)

十五条法律第二百八号の一部を次のように改止する。

第一条中「並びに機械工業の合理化を、機械工機の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に改める。

第四条を次のように改める。

(小型自動車競走の実施事務の委託)

第四条 小型自動車競走施行者は、小型自動車競走の競技に関する事務その他の小型自動車競走の実施に関する事務(省令で定めるものを除く)を小型自動車競走会に委託することができる。

この問題においては、小型自動車競走に出場する選手及び

小型自動車競走に使用する小型自動車の競走前の検査、小型自動車競走の審判その他の小型自動車競走の競技に関する事務であつて省令で定めるものは、一括して委託しなければならない。

第五条第一項中「設置しようとする者を「設置し又は移転しようとする者」とする者に改め、同条第五項中「設置された」を「設置され又は移転された」に改め、同条に次の二項を加える。

8 小型自動車競走場の設置者について相続若しくは合併があり、又は小型自動車競走場の譲渡しがあつたときは、相続人若しくは合併後存続する法人若し

くは合併により設立した法人又は小型自動車競走場を譲り受け

た者は、当該小型自動車競走場の設置者の地位を承継する。

前項の規定により小型自動車競走場の設置者の地位を承継した者は、退席なく、その旨を通じて、その承認を受けなかつたとき。

別表第二を次のように改める。

九 第三条の二第一項中「範囲をこえて」を「範囲をこえ、又は省令で定める日取りに反して、」に改め、同条第一項中「日取」を「日取り」に改める。

第八条中「全国小型自動車競走会連合会」を「日本小型自動車振興会」に改め、同条に次の二項を加える。

3 日本小型自動車振興会は、小型自動車競走の公正かつ安全な実施を確保するため必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、第一項の規定による登録を消除することができ

る。

第九条中「入場者から」を「入場者(第十一条各号に掲げる者その他の者であつて省令で定めるもの)を除く。から省令で定める額以上に改め、同条ただし書きを削る。

第十条中「一口金三十円以下」を「券面金額十円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 小型自動車競走施行者は、前項の勝車投票券一枚分以上を一枚で代表する勝車投票券を発売することができる。

3 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

一 異なる連勝式番号をつけられた小型自動車を一組とした場合にあつては、発売した勝車投票券に表示された小型自動車のうち連勝式番号を同じくする小型自動車のすべてが

出走しなかつたこと。

二 同一の連勝式番号をつけられた小型自動車を一組とした場合にあつては、発売した勝車投票券に表示された小型自動車のすべてが不出走せず、又

はそのうちいずれか一車のみが出走したこと。

勝複式の四種とし、各勝車投票法における勝車の決定の方法並びに勝車投票法の種類の組合せ及び限定その他その実施の方法については、省令で定める。

第十二条第一項中「小型自動車競走施行者は」の下に「勝車投票種類ごとに」を加える。

第十四条第一項第四号を削り、同条第二項中「前項」を「前三項に改め、「対して」の下に「、勝車投票票と引換えに」を加え、同項を同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 同条第二項中「前項」を「前三項に改め、「対して」の下に「、勝車投票票と引換えに」を加え、同項を同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 単勝式又は複勝式勝車投票券において、発売した勝車投票券に表示された小型自動車が不出走しなかつたときは、その小型自動車に対する投票は、無効とする。

3 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

二 同一の連勝式番号をつけられた小型自動車を一組とした場合にあつては、発売した勝車投票券に表示された小型自動車のうち連勝式番号を同じくする小型自動車のすべてが

出走しなかつたこと。

三 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

一 異なる連勝式番号をつけられた小型自動車を一組とした場合にあつては、発売した勝車投票券に表示された小型自動車のうち連勝式番号を同じくする小型自動車のすべてが

出走しなかつたこと。

二 同一の連勝式番号をつけられた小型自動車を一組とした場合にあつては、発売した勝車投票券に表示された小型自動車のすべてが不出走せず、又

はそのうちいずれか一車のみが出走したこと。

三 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

一 異なる連勝式番号をつけられた小型自動車を一組とした場合にあつては、発売した勝車投票券に表示された小型自動車のうち連勝式番号を同じくする小型自動車のすべてが

出走しなかつたこと。

四 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

五 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

六 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

七 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

八 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

九 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

十 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

十一 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

十二 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

十三 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

十四 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

十五 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

十六 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

十七 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

十八 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

十九 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

二十 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

二十一 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

二十二 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

二十三 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

二十四 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

二十五 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

二十六 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

二十七 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

二十八 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

二十九 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

三十 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

三十一 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

三十二 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

三十三 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

三十四 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

三十五 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

三十六 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

三十七 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

三十八 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

三十九 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

四十 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

四十一 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

四十二 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

四十三 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

四十四 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

四十五 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

四十六 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

四十七 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

四十八 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

四十九 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

五十 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

五十一 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

五十二 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

五十三 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

五十四 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

五十五 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

五十六 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

五十七 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

十条(法人的住所)の規定は、日本小型自動車振興会に準用する。

第十六条を次のように改める。
(日本小型自動車振興会への交付金)

第十六条 小型自動車競走施行者は、左の各号に掲げる金額を日本小型自動車振興会に交付しなければならない。

一 一回の開催による勝車投票券の売上金の額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額。

二 一回の開催による勝車投票券の売上金の額が別表第二の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額。

三 一回の開催による勝車投票券の売上金の額に応じ、その額の千分の八以内において省令で定める金額に相当する金額。

四 第十七条中「小型自動車競走の実施を委託したときは」を「小型自動車競走の実施に関する事務を委託したときは、委託の範囲及び」に改め、「その額の百分の五以内において」を削り、同条に次の二項を加える。

五 第十九条の二 日本小型自動車振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

六 第十九条の三 日本小型自動車振興会は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

七 第十九条の四 日本小型自動車振興会でない者は、日本小型自動車振興会といふ名称を用いてはならない。

八 第十九条の五 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五

工業の合理化並びに社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行なうに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

第十八条及び第十九条を次のよう改める。
(日本小型自動車振興会)

第十八条 日本小型自動車振興会は、小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を図るとともに、小型自動車その他の機械に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とする。

第十九条 日本小型自動車振興会は、法人とする。

第二十条の六 日本小型自動車振興会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

第二十条の七 会長は、日本小型自動車振興会を代表し、その業務を総理する。

第二十条の八 副会長は、日本小型自動車振興会を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して日

本小型自動車振興会の業務を掌理し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

第二十条の九 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して日本小型自動車振興会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

第二十条の十 監事は、日本小型自動車振興会の業務を監査する。

第二十条の十一 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第二十条の十二 通商産業大臣は、役員と同等以上の支配力を有する者

第二十条の十三 会長は、日本小型自動車振興会の理事を又は職員のうちから、日本小型自動車振興会と会長又は副会長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない限りでない。

第二十条の十四 会長は、日本小型自動車振興会の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第二十条の十五 日本小型自動車振興会に、運営委員会を置く。

第二十条の十六 次条第一項第一号から第四号までの業務その他小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を図るため必要な業務(以下小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を図るため業務の方法を定め、及び事務計画を作成し、又はこれらを変更しようとするときは、会長は、運営委員会の意見をきかなければならぬ)。

第二十条の十七 第十七条の二 小型自動車競走施行者は、その行なら小型自動車競走の収益をもつて、小型自動車その他の機械の改良及び機械

二 この法律に違反して罰金刑に処せられ、その執行を終がなくなつた後、三年を経過しない者

三 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準する地位にある者であつて、非常勤のものを除く。)又は地方公共団体の議会の議員若しくは地方公共団体の長若しくは常勤の職員

四 政党の役員

五 日本小型自動車振興会に對する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは役員と同等以上の支配力を有する者

六 第十九条の十二 日本小型自動車振興会の役員及び職員

七 第十九条の十三 会長は、日本小型自動車振興会の理事を又は職員のうちから、日本小型自動車振興会と会長又は副会長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない場合

八 第十九条の十四 会長は、日本小型自動車振興会の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

九 第十九条の十五 日本小型自動車振興会に、運営委員会を置く。

十 第十九条の十六 次条第一項第一号から第四号までの業務その他小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を図るため必要な業務(以下小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を図るため業務の方法を定め、及び事務計画を作成し、又はこれらを変更しようとするときは、会長は、運営委員会の意見をきかなければならぬ)。

十一 第十九条の十七 会長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は会長、副会長若しくは監事に職務上の義務違反その他会長、副会長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

十二 第十九条の十八 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

十三 第十九条の十九 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

十四 第十九条の二十 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

十五 第十九条の二十一 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

十六 第十九条の二十二 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

十七 第十九条の二十三 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

十八 第十九条の二十四 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

十九 第十九条の二十五 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

ときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

二十一 第十九条の二十一 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に從事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

二十二 第十九条の二十二 日本小型自動車振興会の役員及び職員

二十三 第十九条の二十三 会長は、日本小型自動車振興会の理事を又は職員のうちから、日本小型自動車振興会と会長又は副会長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない場合

二十四 第十九条の二十四 会長は、日本小型自動車振興会の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

二十五 第十九条の二十五 日本小型自動車振興会に、運営委員会を置く。

二十六 第十九条の二十六 次条第一項第一号から第四号までの業務その他小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を図るため必要な業務(以下小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を図るため業務の方法を定め、及び事務計画を作成し、又はこれらを変更しようとするときは、会長は、運営委員会の意見をきかなければならぬ)。

二十七 第十九条の二十七 会長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

二十八 第十九条の二十八 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

二十九 第十九条の二十九 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

三十 第十九条の三十 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

三十一 第十九条の三十一 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

三十二 第十九条の三十二 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

三十三 第十九条の三十三 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

三十四 第十九条の三十四 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

三十五 第十九条の三十五 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

三十六 第十九条の三十六 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

三十七 第十九条の三十七 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

会の役員、職員又は清算人」に改め、同条第一号中「第二十条第一項」を「第十九条の二第二項、第十九条の十六第二項、第十九条の二十一（第二十条の十七において準用する場合を含む。）第十九条の二十二（第二十条の十七において準用する場合を含む。）第十九条の二十三（第二十条第二項又は第二十条の十第一項）に改め、同条第二号中「第二十条第二項」を「第十九条の二十三（第二十二条の十七において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第十九条の三第一項（第二十条の十七において準用する場合を含む。）の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第十九条の十六第一項又は第二十条の九に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

第三十四条に次の三号を加える。

五 第十九条の二十四第二項（第二十条の十七において準用する場合を含む。）の規定による通商産業大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかつたとき。

六 第二十一条の十三又は第二十条の十五の規定に違反して、

第三十四条の次に次の二条を加える。
第三十五条 第十九条の四又は第二项の規定に違反したとき、
残余財産を処分し、又は分配した。

した者は、一万円以下の過料に処する。

別表第二

売上金の額	日本小型自動車振興会に交付すべき金額
八六千五万円以上	当該売上金の額と六千万円との差額の千分の二十四
八千五百円以上	四十八万円に、当該売上金の額と八千五百円との差額の千分の十二を加算した金額
一億円未満	七十二万円に、当該売上金の額と一億円との差額の千分の十四を加算した金額
二億円未満	二百十二万円に、当該売上金の額と二億円との差額の千分の十六を加算した金額
三億円以上	三百七十二万円に、当該売上金の額と三億円との差額の千分の十八を加算した金額

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
起算して六月をとえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二条第一項から第四項まで、第三条、第四条、第十七条及び第十八条の規定は、公布の日から施行する。
(日本小型自動車振興会の設立)
第二条 通商産業大臣は、日本小型自動車振興会の会長又は監事となるべき者を指名する。
第三条 通商産業大臣は、設立委員会長又は監事となるべき者は、日本小型自動車振興会の設立の時ににおいて、この法律の規定により、それぞれ会長又は監事に任命されたものとする。
第四条 通商産業大臣は、設立委員会を設立に関する事務を処理させる。
第五条 設立委員は、設立の準備を完了したときは、その事務を第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならぬ。
第六条 日本小型自動車振興会は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。
(全国小型自動車競走会連合会から引継ぎ)
第三条 改正前の小型自動車競走法第十八条第二項に規定する全国小型自動車競走会連合会(以下「全国小型自動車競走会連合会」とい

第五

（う。）は、定款で定めるところにより、設立委員に対し、日本小型自動車振興会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、全国小型自動車競走会連合会の一切の権利及び義務は、日本小型自動車振興会の成立の時において日本小型自動車振興会に承継されるものとし、全国小型自動車競走会連合会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により全国小型自動車競走会連合会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
（経過措置）

第四条 改正後の自転車競技法第十三条に規定する自転車競技会又は改正後の小型自動車競走法第二十条に規定する小型自動車競走会の設立のため必要な手続は、この法律の施行の日よりも前に行なうことができる。

第五条 この法律の施行の日前に開催された競輪又は小型自動車競走に係る交付金の交付及び受入れ並びに一回の開催がこの法律の施行の日の前後にまたがつて行なわれる競輪又は小型自動車競走の実施並びに当該競輪又は小型自動車競走に係る交付金の交付及び受入れについては、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の際現に自転車競技会、日本小型自動車振興会又は小型自動車競走会という名稱を使用している者は、この法律の施行後一年以内にその名称を変更しなければならない。

2 改正後の自転車競技法第十三条の三第二項並びに改正後の小型自動車競走法第十九条の四及び第二十条の三第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第七条 自転車競技会、日本小型自動車振興会及び小型自動車競走会の最初の事業年度は、改正後の自転車競技法第十三条の十七において準用する同法第十二条の十九及び改正後的小型自動車競走法第九条の十九（第二十条の十七において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、その成立の日に始まり、昭和三十八年三月三十一日終わるものとする。

第八条 自転車競技会、日本小型自動車振興会及び小型自動車競走会の最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、改正前の自転車競技法第十三条の十七において準用する同法第十二条の二十第一項中「毎事業年度開始前に」あるのは「自転車競技会の成立後遅滞なく」と、改正後的小型自動車競走法第十九条の二十第一項中「毎事業年度開始前に」とあるのは「日本小型自動車振興会の成立後遅滞なく」と、同法第二十条の十七において準用する同法第十九条の二十第一項中「毎事業年度開始前に」とあるのは「日本小型自動車振興会の成立後遅滞なく」と、同法第二十条の十七において準用する同法第十九条の二十第一項中「毎事業年度開始前に」とあるのは「日本小型自動車振興会の成立後遅滞なく」と、同法第二十条の十七において準用する同法第十九条の二十第一項中「毎事業年度開始前に」とあるのは「日本小型自動車振興会の成立後遅滞なく」とす

第九条 日本小型自動車振興会が附則第三条第三項の規定により承認された財産のうち改正後の小型自動車競走法第十九条の二十二各号の方法以外の方法によつて余裕金を運用したものがあるときは、この法律の施行の日から六月間は、

第十条 この法律の施行の際現に改正前の小型自動車競走法第八条第一項の規定により全国小型自動車競走会連合会に登録されている小型自動車競走の審判員、小型自動車競走に出場する選手及び小型自動車競走に使用する小型自動車は、それぞれ改正後の同法同条同項の規定により日本小型自動車振興会に登録されたものとみなす。

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について

（登録税法の一部改正）

第十二条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十六条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第十七条 自転車競技法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

（所得税法の一部改正）

第十八条 小型自動車競走法（昭和三十二年法律第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

（自転車競技法の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条 第七号中「日本自転車振興会の下に」、「自転車競技会、日本小型自動車振興会、小型自動車競走会」を、「自転車競技法」の下に、「小型自動車競走法」を加える。

（所得税法の一部改正）

第二十条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第十九条 第七号中「日本自転車振興会の下に」、「自転車競技会、日本小型自動車振興会、小型自動車競走会」を、「自転車競技法」の下に、「小型自動車競走法」を加える。

（所得税法の一部改正）

第二十一条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第二十二条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第二十三条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第二十四条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第二十五条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第二十六条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第二十七条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第二十八条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第二十九条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第三十条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第三十一条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第三十二条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第三十三条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第三十四条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第三十五条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第三十六条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第三十七条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第三十八条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第三十九条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第四十条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第四十一条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第四十二条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第四十三条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第四十四条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第四十五条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第四十六条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第四十七条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第四十八条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第四十九条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第五十条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第五十一条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第五十二条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第五十三条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第五十四条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第五十五条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第五十六条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第五十七条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第五十八条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第五十九条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第六十条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第六十一条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第六十二条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第六十三条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第六十四条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第六十五条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第六十六条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第六十七条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第六十八条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第六十九条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第七十条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第七十一条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第七十二条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第七十三条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第七十四条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第七十五条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第七十六条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第七十七条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第七十八条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第七十九条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第八十条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第八十一条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第八十二条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第八十三条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第八十四条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第八十五条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第八十六条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第八十七条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第八十八条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第八十九条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第九十条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第九十一条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第九十二条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第九十三条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第九十四条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第九十五条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第九十六条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第九十七条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第九十八条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第九十九条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第一百条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第一百一条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第一百二条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第一百三条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第一百四条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第一百五条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第一百六条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第一百七条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第一百八条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第一百九条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第一百十条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第一百一十一条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第一百一二条 第一項の表上欄中

（自転車等機械関係事業振興資金協議会）

第一百三十三条 第一項の表上欄中

<p

講じ、第四には、選手の共済事業に対する助成措置を講じ得るようにして、第五には、新たに体育事業等の振興費を制度化しようとするものであります。小型自動車競走法の改正は、自転車競技法の改正とおなじ趣旨であります。ですが、体育事業等振興費の制度化に伴い、その取り扱い機関として、日本小型自動車振興会を新設することとしております。

以上がこの法案の概要であります。本委員会におきましては、きわめて慎重に審査を行ない、競輪等の収益と地方財政との関係、大衆娯楽となり得るかどうかの問題、不正レースの防止、選手及び従業員、特に臨時従業員の待遇改善の問題等について、質疑応答が重ねられたのであります。その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存します。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、近藤委員より、「競輪等については、いかなる改正を加えても、その弊害を全部除くことは不可能であり、反対する」との反対意見の開陳があり、鶴木委員より、「今回のことを改正を加えて競輪等を存続させる措置は、現段階においてはやむを得ないものと認め賛成する。運用にあたつては、選手及び従業員の待遇改善等に留意するとともに、競輪等の収益は公正に支出し、オリンピック開催にも協力されよう」要望して賛成意見が述べられました。

討論を終わり、採決を行ないましたところ、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、東南アジア等の地域に対する経済協力の必要性が増大していることから、海外経済協力基金の業務活動の一そらの積極化を期するため、同基金の理事を二名増加するとともに、貸付または出資をする場合の要件を緩和しようとするものであります。

当委員会におきましては、基金と輸出入銀行との業務範囲の調整の問題、要件を緩和した場合の債権の保全等の諸問題について、多くの質疑が行なわれたのでござりますが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

(拍手)

かくて質疑を終了し、討論の後、採決いたしましたところ、本法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上三案の報告を終わります。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、国民生活研究所法案及び海外経済協力基金法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、自転車競走法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 日程第十四、児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長高野一夫君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

児童扶養手当法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十七年四月六日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律による改正後の第五条の規定は、昭和三十七年五月以降の月分の児童扶養手当について適用し、同年四月以前の月分の児童扶養手当については、なお従前の例による。

○この法律による改正後の第十九条
第一項及び第十三項第二項の規定
は、昭和三十六年以降の年の所得
による支給の制限について適用
し、昭和三十五年の所得による支
給の制限については、なお従前の
例による。

【高野一夫君登壇 拍手】

○高野一夫君登壇 拍手

児童扶養手当法は、前国会において
制定せられ、本年一月から施行せられ
たのであります。が、本改正案は、さら
にその制度を改善せんとするものであ
ります。

すなわち、本改正案の要旨は、第一
に、手当の月額を増加することとして、
扶養児童一人の場合は、現行千二百円
を千四百円に引き上げ、三人以上の場
合には、三人以上の一人についての加
算額現行二百円を四百円に引き上げ
て、本年五月分からそれぞれ増額する
こと、第二に、受給資格者が前年にお
いて一定額以上の所得があつた場合に
手当の支給を停止するのであります
が、その制限額現行十三万円以上を十
五万円以上に引き上げて、支給制限を
緩和し、昭和三十六年分の所得から適
用することとなります。

委員会においては、厚生大臣及び政
府委員に対して質疑を行ないました
が、そのおもなるものといたしまして
は、児童扶養手当制度は国民年金制度
の中で一貫した体系で実施すべきでは
ないか、児童扶養手当の額は生計費の
実態と見合う程度に増加すべきではな
いか、物価騰貴の今日、この程度の手
当の改正では實質的に曾難したこと

にはならないのではないか、受給資格者の所得による支給制限額を十三万円から十五万円に引き上げた根拠はどうあるのかなどのほか、低所得の母子世帯に対する児童扶養手当と生活保護費との比較、諸外国における児童手当制度等について、熱心なる質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して阿具根委員から反対、民主社会党をして相馬委員から賛成、自由民主党を代表して鹿島委員から賛成の趣旨の討論がそれぞれ行なわれ、次いで採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十五、日程第十六、外國為替銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、

○議長(松野鶴平君) 御異議なしと認めます。まず、委員長の報告を求めましに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長棚橋小虎君。

おいて、従前の債券及び預金の債務が残存するときは、大蔵大臣はその債務を完済するまで、その債務の総額を限度として財産の供託を命じ、又は債券の権利者及び預金者の保護を図るため必要な範囲において、資産の管理若しくは運用につき命令をすることができる。合併により外国為替銀行及び銀行以外の会社が外国為替銀行の債券及び預金の債務を承継した場合も、また同様とする。

2 銀行法第二十条(報告)及び第二十一条(検査)の規定は、前項に規定する場合において、外国為替銀行に係る債券及び預金の債務を完済するまで、外国為替銀行の債務を営んでいた会社並びに外国為替銀行の債券及び預金の債務を承継した会社について準用する。

第十一条前段中「第五条(他業の禁止)」の下に、「第十五条(合併異議の催告)」を、「第十七条(貯蓄銀行との合併)」の下に、「第二十六条(他業会社への転移等)」を加え、同条後段を削る。

第十六条第四号中「第七条第三項」の下に「若しくは第十条の二第一項」を加え、「第二十六条第一項(他業会社への転移)」を削る。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十一号ただし書中「長期信用銀行法」の下に「若ハ外因為替銀行法」を加える。

○棚橋 小虎君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

まず、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日本輸出入銀行の融資業務は、プラント輸出の増加、海外諸国との経済協力の推進等により、今後ますます増大するものと予想されます。また、二十七年度の経済目標である国際收支均衡回復のためにも積極的な輸出振興策が必要であり、同行の資金源の拡充をはかることが緊要と考えられます。したがいまして、本案は、同行の業務の円滑な運営に資するため、その資本金を増額することとともに、借入金の限度額を引き上げようとするものであります。

その内容を申し上げますと、第一に、同行の資本金は現在七百八十三億円でございますが、産業投資特別会計より二百億円出資して九百八十三億円としようとするものであります。第二に、同行の借り入れ限度額は自己資本の二倍となつておりますが、資金需要の急増に対処するため、これを三倍に引き上げようとするものであります。

委員会の審議におきましては、日本輸出入銀行の概況、貸付金の回収状況、信用状なしの輸出に対する貸し出し、海外経済協力基金との関係、借り入れ限度額引き上げに伴う資金コストと貸し出し金利の問題等について質疑がありましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、佐野委員より、本案に賛成であるが、施行期日を「公布の日」に改めるとの修正案が提出され、次いで採択の結果、佐野委員提出の修正案は

多数をもつて可決され、修正部分を除く原案については多數をもつて可決され、本案は修正すべきものと議決いたしました。

次に、外国為替銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

近年、わが国貿易の進展に伴い、貿易関係の円資金需要は急速に拡大して参りましたが、外国為替銀行が円滑に行き渡る機能を果たしていくためには、適正な分野を保ちつつ、これらの資金の需要に応じ、安定した業務の運営を行なう必要があります。かかるに、外国為替銀行の円資金調達面を見ますと、国内店舗設置の制限、国内一般貸付の制限等により、預金の伸びはきづめで低く、今後の預金吸収にも限度があります。また、日本銀行借入金、コール・マネー等の外部資金につきましては、担保の問題、コストの問題等により、安定した資金源として期待し得ない実情にあります。

本案は、以上の外国為替銀行の資金調達の実情等にかんりく、同行の業務の円滑な遂行に資するため、外国為替銀行が自己資本の五倍を限度として債券を発行することができるようにするとともに、長期信用銀行の例に準じて、債券発行の方法、その他債券発行に関する所要の規定を設けようとするものであります。

委員会におきましては、参考人より意見を聴取する等審議し、東銀債の発行が市中金融一般に与える影響、東京銀行における円資金調達の状況、円資金調達手段としての債券発行の適否、債券発行の限度額等について質疑がありましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上御報告申し上げます。(拍手)
○護長(松野鶴平君) 別に御發言もありません。
ければ、これより採決をいたします。
まず、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。
委員長の報告は修正議決報告でござります。委員長報告とのおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

大河原 一次君	剣木 亨弘君
重政 齋徳君	亀田 得治君
加瀬 完君	大和 尚一君
下村 定君	中田 吉雄君
荒木正三郎君	小酒井義男君
高田なほ子君	米田 黙君
湯澤三千男君	井野 穎哉君
吉田 法晴君	木村禎八郎君
阿良根 登君	永岡 光治君
松澤 兼人君	須藤 五郎君
永末 英一君	基 政七君
相澤 重明君	田上 松衛君
田畠 金光君	伊藤 顧道君
木下 友敬君	秋山 長造君
久保 等君	相馬 助治君
戸叶 武君	矢嶋 三義君
田中 天田	勝正君
近藤 三郎君	佐多 忠隆君
中村 正雄君	重盛 壽治君
内村 清次君	千葉 信君
棚橋 小虎君	羽生 三七君
法務大臣 植木庚子郎君	赤松 常子君
通商産業大臣 滝尾 弘吉君	
農林大臣 河野 一郎君	
通商産業大臣 佐藤 繁作君	
運輸大臣 斎藤 升君	
建設大臣 中村 梅吉君	
國務大臣 安井 謙君	
國務大臣 藤山愛一郎君	
総理府総務長官 小平 久雄君	
政府委員 山本 利壽君	
大蔵政務次官 天野 公義君	
農林政務次官 中野 文門君	

〔第十四号参照〕

審査報告書

てん菜生産振興臨時措置法の一部を改正する法律案をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月二十九日

農林水産 委員長 梶原 茂嘉
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、てん菜生産振興の措置を実地ばかりでなくその他の地域にも及ぼすこととするとともに、法律の有効期限を昭和三十八年三月三十一日まで一年間延長しようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

二、費用

この法律を施行するための経費として、一応、七億九千六百二十万円が昭和三十七年度一般会計予算に、二十五億五千八十九万円が同食糧管理特別会計予算に計上されている。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月二十九日

社会労働 委員長 高野 一夫
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、国民健康保険法の一部を改正する法律案

審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月二十九日

内閣委員長 河野 謙三
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月二十九日

委員長 小林 武治
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、地方財政の現況に応じて、要領書を添えて、報告する。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月二十九日

内閣委員長 河野 謙三
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、通商産業上の国際協力に関する事務及び鉛山保安監

督に関する事務を強力に推進し、並びにアルコール専売に関する事務及び工業技術院の所掌に係る事務を円滑に運営するため、通商局に經濟協力部を、壁工業局にアル

コール事業部を設置するとともに、札幌通商産業局及び福岡通商産業局に附置されている鉛山保安監督部を鉛山保安監督局に改め、工芸技術院の官房及び調整部を統合して総務部に改めようとするもの等であつて、その措置は妥当と認める。

二、費用

昭和三十七年度の地方交付税総額は、同年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算に計上される地方交付税交付金四千四百八十億余円に、昭和三十六年度の補正予算に伴う繰越分九十八億余円を加えた四千五百七十八億余円である。

この法律施行のための経費は、七十九億五百四十三万九千円を要する。

二、費用

この法律施行のための経費は、七十九億五百四十三万九千円を要する。

二、費用

本法律案に伴う昭和三十七年度地方交付税法の一部を改正する等の法律案予算是、約四千六百二十六万三千円である。

二、費用

審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月二十九日

商工委員長 武藤 常介
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、一般消費者が通常生活の用に供する商品のうち、特定のものを政令で定め、これらの商品の品質に関する表示の適正化を図るため、(一)通商産業大臣は当該商品の製造・販売・表示の各業者に対し、表示の標準を定めて告示し、これに従うよう指示できること、(二)指示に従わない者は公表できること、(三)更にこれらの措置によつても解決しない場合は、命令により表示を強制できること、等の措置を講ずるとともに、本法成立とともに現行の織維製品品質表示法を廃止しようとするものであつて、一般消費者の利益保護の見地より、妥当な措置と認めた。

二、費用

本法施行のため必要な費用として、昭和三十七年度一般会計予算に差し当り約二百八十万円が計上されている。

審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年三月二十九日

法務委員長 松野 幸一
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における中高層建物の増加に伴う建物の区分所有の実情にかんがみ、区分所有者相互間の法律関係を明確にして、建物の区分所有を認める要件を明らかにし、区分所有権の目的とならない建物の部分及び規約による共用部分は原則として区分所有者の全部又は一部の共有に属することとするとこと、建物の部分を收去する権利を有する者は、その建物の部分を自己に充り渡すべき旨の請求をすることができるることとすること、共用部分の管理等につき管理者、規約及び集会に関する規定を設ける等建物の区分所有に関する民法の規定の不備を整備するため單行法を制定し、併せて関係法律に所要の整理を加えようとするものであつて、適當な措置と認められる。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

昭和三十七年四月十三日 參議院會議錄第十七号

一九三五年二月三日
第三種郵便物認可

定価 一部 一五 円
（良質紙は二十円）
（通送料共用）
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印判局
電話九段三二一
官報課

五八一